

第178期

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

有価証券報告書

澁澤倉庫株式会社

東京都江東区永代二丁目37番28号

(E04286)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	6
	5. 従業員の状況	7
第2	事業の状況	9
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
	2. サステナビリティに関する考え方及び取組	10
	3. 事業等のリスク	19
	4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
	5. 重要な契約等	27
	6. 研究開発活動	27
第3	設備の状況	28
	1. 設備投資等の概要	28
	2. 主要な設備の状況	28
	3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4	提出会社の状況	30
	1. 株式等の状況	30
	(1) 株式の総数等	30
	(2) 新株予約権等の状況	30
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	30
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
	(5) 所有者別状況	30
	(6) 大株主の状況	31
	(7) 議決権の状況	32
	(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	32
	2. 自己株式の取得等の状況	34
	3. 配当政策	36
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等	37
	(1) コーポレート・ガバナンスの概要	37
	(2) 役員の状況	52
	(3) 監査の状況	61
	(4) 役員の報酬等	64
	(5) 株式の保有状況	68
第5	経理の状況	73
	1. 連結財務諸表等	74
	(1) 連結財務諸表	74
	(2) その他	111
	2. 財務諸表等	112
	(1) 財務諸表	112
	(2) 主な資産及び負債の内容	122
	(3) その他	122
第6	提出会社の株式事務の概要	123
第7	提出会社の参考情報	124
	1. 提出会社の親会社等の情報	124
	2. その他の参考情報	124
第二部	提出会社の保証会社等の情報	125

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第178期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	Shibusawa Logistics Corporation （旧英訳名 The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.） （注） 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会の決議により、 2025年1月1日付で英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大隅 毅
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【電話番号】	東京 03（5646）7235
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 池田 覚
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【電話番号】	東京 03（5646）7235
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 池田 覚
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 （横浜市中区山下町23番地） 澁澤倉庫株式会社 中部支店 （愛知県小牧市入鹿出新田822番地） 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 （大阪市港区築港四丁目1番11号） 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 （神戸市中央区港島一丁目5番地8） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第174期	第175期	第176期	第177期	第178期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	65,328	71,746	78,504	73,417	78,620
経常利益 (百万円)	3,929	6,924	5,847	5,091	5,583
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,750	5,257	3,759	3,728	4,908
包括利益 (百万円)	4,542	6,092	5,061	6,126	6,772
純資産額 (百万円)	48,251	53,655	57,872	62,627	65,328
総資産額 (百万円)	104,397	108,991	115,831	112,772	117,446
1株当たり純資産額 (円)	3,150.74	3,507.76	3,766.62	4,074.00	4,472.42
1株当たり当期純利益 (円)	180.90	345.79	247.80	246.07	337.22
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.9	48.9	49.3	54.7	54.8
自己資本利益率 (%)	6.0	10.4	6.8	6.3	7.8
株価収益率 (倍)	12.5	6.7	9.0	12.6	9.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,952	6,033	6,729	5,829	6,350
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,285	△868	△2,742	△6,941	△6,013
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,361	△3,686	△2,035	△11,685	△1,410
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	18,450	20,146	22,324	9,547	8,521
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,146 (76)	1,196 (74)	1,320 (125)	1,289 (121)	1,287 (140)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第175期の期首から適用しており、第175期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第174期	第175期	第176期	第177期	第178期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	57,814	61,593	65,299	60,287	65,633
経常利益 (百万円)	3,572	4,381	4,771	4,637	4,762
当期純利益 (百万円)	2,579	3,008	2,630	3,557	4,345
資本金 (百万円)	7,847	7,847	7,847	7,847	7,847
発行済株式総数 (千株)	15,217	15,217	15,217	15,217	15,217
純資産額 (百万円)	45,647	48,189	50,211	54,242	55,351
総資産額 (百万円)	96,276	97,528	100,084	97,317	101,766
1株当たり純資産額 (円)	3,002.23	3,169.38	3,313.77	3,579.45	3,845.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	52.00 (26.00)	70.00 (30.00)	85.00 (40.00)	100.00 (45.00)	140.00 (60.00)
1株当たり当期純利益 (円)	169.68	197.89	173.44	234.78	298.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.4	49.4	50.2	55.7	54.4
自己資本利益率 (%)	5.9	6.4	5.3	6.8	7.9
株価収益率 (倍)	13.3	11.7	12.8	13.2	10.9
配当性向 (%)	30.7	35.4	49.0	42.6	43.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	501 (24)	511 (15)	519 (13)	524 (10)	538 (6)
株主総利回り (%) (比較指標：東証株価指数 倉庫・運輸関連業) (%)	114.3 (133.4)	120.1 (147.4)	119.9 (177.1)	167.9 (227.8)	182.0 (273.8)
最高株価 (円)	2,493	2,504	2,355	3,435	3,430
最低株価 (円)	1,776	2,033	1,997	2,163	2,421

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第175期の期首から適用しており、第175期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、2022年4月4日以降の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(プライム市場)におけるものです。

2 【沿革】

1897年 3 月	澁澤榮一を営業主とし東京深川に澁澤倉庫部を創業
1909年 7 月	倉庫部を改組し澁澤倉庫株式会社（資本金50万円）を設立
1922年 5 月	門司支店（現：中国・九州支店）を開設
1923年 9 月	東京茅場町に本店事務所を移転
1933年12月	浪華倉庫株式会社を合併、横浜、大阪に支店を開設し六大港に倉庫、港湾施設を保有
1937年 1 月	神戸出張所を開設（1941年 1 月支店に改組）
1947年 8 月	本店営業部を廃止し東京支店を開設
1950年12月	東京証券取引所の市場に株式を上場
1963年 7 月	澁澤陸運株式会社（現：連結子会社）を設立
1964年 8 月	親和陸運株式会社（現：北海澁澤物流株式会社、連結子会社）を設立
1968年 1 月	株式会社東邦エーゼント（現：澁澤ファシリティーズ株式会社、連結子会社）を設立
1969年 8 月	国際航空貨物運送取扱業務を開始
1969年 9 月	香港に現地法人澁澤倉庫(香港)有限公司（現：澁澤(香港)有限公司、連結子会社）を設立
1972年 4 月	IATA（国際航空運送協会）公認代理店の資格を取得し航空貨物取扱業務を拡充
1972年 4 月～	倉庫、海運、陸運の営業一体化をはかり、新しい総合物流体制を開始
1974年 7 月	東京都中央区に賃貸用オフィスビル（澁澤ビル）竣工
1981年 1 月	大宮通運株式会社（現：連結子会社）の株式取得
1991年 4 月	東京都中央区に賃貸用オフィスビル（澁澤シティブレイス）竣工
1991年 6 月	日正運輸株式会社（現：連結子会社）の株式取得
1994年12月	上海に駐在員事務所を開設
1997年 3 月	創業100周年
1998年 7 月	ホーチミンに駐在員事務所を開設
2002年 9 月	上海に現地法人澁澤物流(上海)有限公司（現：連結子会社）を設立
2004年 5 月	東京都江東区に賃貸用オフィスビル（澁澤シティブレイス永代）竣工
2005年 8 月	広州に駐在員事務所を開設
2005年12月	トランクルームサービスに関してISMS（Ver.2.0）（現：ISO/IEC27001:2022）の認証を取得
2006年10月	関西支店（現：神戸支店）ISO9001の認証を取得
2009年 7 月	神戸市中央区において新拠点稼働
2009年 8 月	東京都江東区に本店を移転
2009年 9 月	東京都中央区に賃貸用オフィスビル（澁澤シティブレイス蛸殻町）竣工
2009年11月	ホーチミンに現地法人Shibusawa Logistics Vietnam Co., Ltd.（現：連結子会社）を設立
2011年11月	ハノイに現地法人Shibusawa Logistics Vietnam Co., Ltd.の支店を開設
2012年 3 月	AEO認定通関業者の認定取得
2013年 6 月	広州に現地法人澁澤物流(上海)有限公司の分公司を開設
2013年 9 月	マニラに駐在員事務所を開設
2014年 4 月	AEO特定保税承認者の承認取得
2014年 4 月	大阪府茨木市に茨木倉庫A棟竣工
2014年 8 月	横浜市神奈川区に澁澤ABCビルディング 1 号館竣工
2014年11月	Vinafco Joint Stock Corporation（ベトナムの物流企業、現：持分法適用関連会社）の株式取得
2015年 5 月	大阪府茨木市に茨木倉庫B棟竣工
2018年 4 月	武漢に現地法人澁澤物流(上海)有限公司の分公司を開設
2018年 6 月	ダイドードリンコ株式会社と合併会社ダイドー・シブサワ・グループロジスティクス株式会社（現：持分法非適用関連会社）を設立
2019年10月	株式会社データ・キーピング・サービス（現：持分法適用関連会社）の株式取得
2020年 2 月	横浜市神奈川区に澁澤ABCビルディング 2 号館竣工
2020年 9 月	現地法人Shibusawa Logistics Vietnam Co., Ltd.の出資比率変更（51%から90%に引上げ）
2022年 6 月	マニラ現地法人TDG-Shibusawa Logistics, Inc.（現：持分法非適用関連会社）営業開始
2022年 7 月	平和みらい株式会社（現：連結子会社）の株式追加取得
2024年10月	横浜市中区に本牧ふ頭倉庫竣工
2025年 1 月	商号の英文表示をShibusawa Logistics Corporationに変更
2025年 1 月	バンコクに駐在員事務所を開設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（澁澤倉庫株式会社）、子会社15社および関連会社8社（2025年3月31日現在）により構成され、物流事業および不動産事業を中核として事業運営を行っております。

子会社には、物流事業会社として当社の物流事業の実作業・実運送を担当する会社、あるいは独自の営業活動を併せて行う会社ならびに不動産管理等を担当し当社とともに不動産事業を推進する会社があります。連結決算の対象会社として、これらの会社のうち重要性の判断基準により、9社を連結子会社としております。

当社グループの事業内容および当社と子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 物流事業

主たる業務は倉庫業務、港湾運送業務、陸上運送業務および国際輸送業務であります。

(イ) 倉庫業務

寄託を受けた貨物の倉庫における保管・入出庫業務およびこれらに伴う流通加工等の荷役を行う業務であり、当社および大宮通運株式会社等が行っております。また、当社は荷役業務について澁澤コネクト株式会社等に委託しております。

(ロ) 港湾運送業務

港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌を行う業務であり、当社および門司港運株式会社等が行っております。

(ハ) 陸上運送業務

貨物自動車運送および引越等のサービスを行う業務であり、実運送および実作業は澁澤陸運株式会社等が行っております。

(ニ) 国際輸送業務

国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務およびこれらに伴う荷捌を行う業務であり、海外においては澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co., Ltd. および澁澤物流(上海)有限公司等が行っております。

(ホ) その他の物流業務

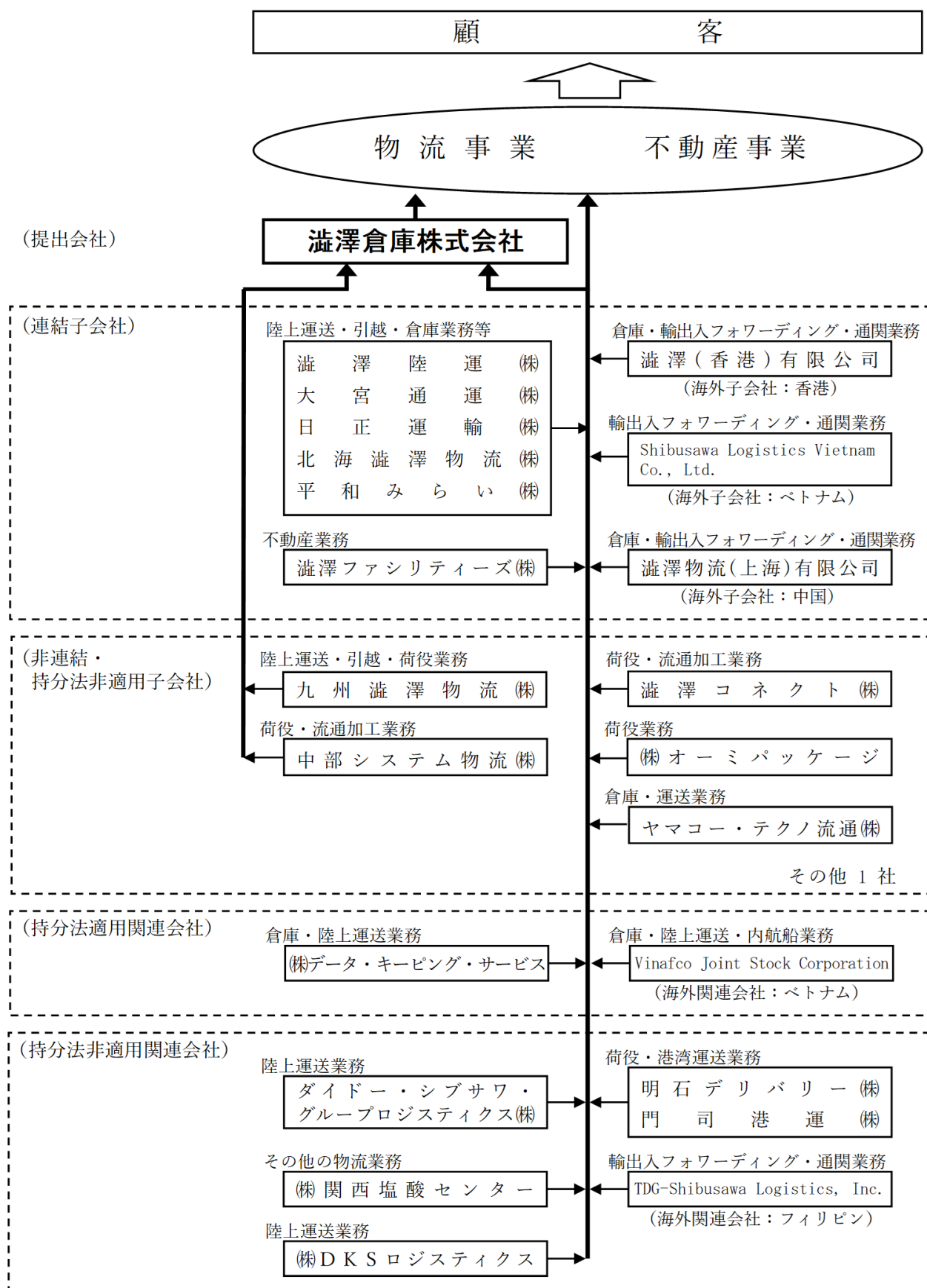
物流施設賃貸業務および通運業務等を、当社および大宮通運株式会社等が行っております。

(2) 不動産事業

主たる業務はオフィスビル、物流施設等の開発・賃貸・管理であり、施設の設備管理、各種工事請負等を澁澤ファシリティーズ株式会社が行っております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 矢印は当社グループ各社が提供するサービスの主な流れを示しております。

4 【関係会社の状況】

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80	物流事業	100.0	当社取扱貨物が主体の陸上運送会社で、当社役員2名、従業員5名がその役員を兼任しております。また、当社が貸付による資金援助および債務保証を行っております。
大宮通運(株)	さいたま市 北区	45	物流事業	80.1 (2.8)	鉄道貨物取扱い、陸上運送業および倉庫業を主体とする会社で、当社は北関東地区の陸上運送業の一部を委託し、当社役員2名、従業員4名がその役員を兼任しております。また、当社へ資金の貸付を行っております。
日正運輸(株)	東京都江東区	100	物流事業	100.0	カーフェリーを用いた無人航送および陸上運送業を主体とする会社で、当社は陸上運送業の一部を委託し、当社役員2名、従業員5名がその役員を兼任しております。また、当社が貸付による資金援助を行っております。
北海澁澤物流(株)	札幌市白石区	90	物流事業	100.0	北海道における陸上運送業および倉庫業を主体とする会社で、当社役員2名、従業員3名がその役員を兼任しております。また、当社が貸付による資金援助を行っております。
平和みらい(株)	静岡市駿河区	50	物流事業	68.2 (5.0)	静岡県における陸上運送業および倉庫業を主体とする会社で、当社役員1名、従業員3名がその役員を兼任しております。
澁澤(香港)有限公司	香港	10 (百万HK\$)	物流事業	100.0	香港において倉庫業、輸出入フォワーディング業、通関業を主体とする会社で、当社従業員4名がその役員を兼任しております。
Shibusawa Logistics Vietnam Co., Ltd.	ベトナム	6,000 (百万VND)	物流事業	90.0	ホーチミンとハノイを拠点とした輸出入フォワーディング業、通関業を主体とする会社で、当社従業員1名がその役員を兼任しております。
澁澤物流(上海)有限公司	中国	1 (百万US\$)	物流事業	100.0	中国において倉庫業、輸出入フォワーディング業、通関業を主体とする会社で、当社従業員4名がその役員を兼任しております。
澁澤ファシリティーズ(株)	東京都江東区	20	不動産事業	100.0	オフィスビルおよび物流施設等の設備管理ならびに各種工事請負を主体とする会社で、当社役員1名、従業員3名がその役員を兼任しております。
(持分法適用関連会社)					
(株)データ・キーピング・サービス	東京都 千代田区	120	物流事業	49.0	文書および伝票類の倉庫業、陸上運送業を主体とする会社で、当社役員1名がその役員を兼任しております。
Vinafco Joint Stock Corporation	ベトナム	340,000 (百万VND)	物流事業	44.9	ベトナムにおいて倉庫業、陸上運送業、内航船業を主体とする会社で、当社従業員2名がその役員を兼任しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	1,187 (140)
不動産事業	25 (－)
報告セグメント計	1,212 (140)
全社（共通）	75 (－)
合計	1,287 (140)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
538 (6)	43歳0ヵ月	17年11ヵ月	7,536,653

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	458 (6)
不動産事業	5 (－)
報告セグメント計	463 (6)
全社（共通）	75 (－)
合計	538 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与（税込み）は、基準外賃金および賞与を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社における労働組合の組織および活動の状況は次のとおりであります。

① 組織の状況

1946年12月澁澤倉庫従業員組合が結成され、その後1969年11月に澁澤倉庫労働組合と改称し、2025年3月31日現在の所属組合員数は250名であります。

また、同組合は、全日本倉庫運輸労働組合同盟に加盟しております。

② 活動の状況

提出会社と同組合は、労働協約に基づき労使協議会を設置し、従業員の労働条件に関する事項、人事に関する基本的事項等について協議決定し、労使協調して円満に運営しております。

なお、2025年3月31日現在、特別の懸案事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
1.1	60.0	74.6	74.8	72.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 出向者は出向先の労働者として集計しております。

② 連結子会社

当事業年度		
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2
澁澤陸運(株)	0.0	0.0
大宮通運(株)	7.1	100.0
日正運輸(株)	5.6	0.0
平和みらい(株)	0.0	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「—」は男性の育児休業取得の対象となる従業員が無いことを示しております。

4. 出向者は出向先の労働者として集計しております。

5. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき公表義務のある会社のみ記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業業績の持ち直しを背景として、緩やかな回復基調が続くことが見込まれます。一方で、物価上昇や人手不足等、経済活動に与える下押し要因に加えて、米国の保護主義的な通商政策による国際貿易の不透明感や景気鈍化への懸念が高まっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、澁澤倉庫グループミッション「物流を越えた、新たな価値創造により、持続可能で豊かな社会の実現を支えること」のもと、「Shibusawa 2030 ビジョン」にて「お客さまの事業活動に新たな価値を生み出す Value Partner」の実現を目指してまいります。

事業の競争力強化とサービス領域の拡大とともに、持続的な価値向上のためのESG経営の確立に取り組み、当社グループが共有する価値観である、創業者の精神「正しい道理で追求した利益だけが永続し、社会を豊かにできる」を体現する企業であり続けてまいります。

「Shibusawa 2030 ビジョン」の実現に向けては、以下の諸施策に取り組んでまいります。

- (1) 強みを深化させたカテゴリーNO.1の物流サービスを確立します。
- (2) 物流の枠を超えたアウトソーシングサービスを事業の柱に育てます。
- (3) スマートで強靱な不動産ポートフォリオを確立します。
- (4) ステークホルダーとの共存共栄の関係を進化させます。
- (5) 多様な人材が働き甲斐を感じる労働環境、企業風土を確立します。
- (6) 実効性のあるコーポレートガバナンスの確立に取り組めます。

併せて、中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2026」で掲げた事業戦略に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

- (1) 物流事業の収益力強化
- (2) 国内／海外における物流ネットワークの拡充
- (3) 物流の枠を超えた業域の拡大
- (4) 不動産ポートフォリオの拡充
- (5) ESGへの取り組み強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、健全な財務体質の維持向上、事業インフラの整備に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの強化により経営品質を向上させてまいります。加えて、サステナビリティ推進基本方針を策定し、以下の6項目をマテリアリティ（重要課題）と定めております。

- (1) 地球温暖化の防止
- (2) 循環経済への転換
- (3) 安全・安心の実現
- (4) イノベーションの活用
- (5) 人権の尊重
- (6) 共存共栄の追求

当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方およびサステナビリティ関連のリスク・機会に対処するための取組みは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ課題全般

① ガバナンスおよびリスク管理体制

i) 組織体制

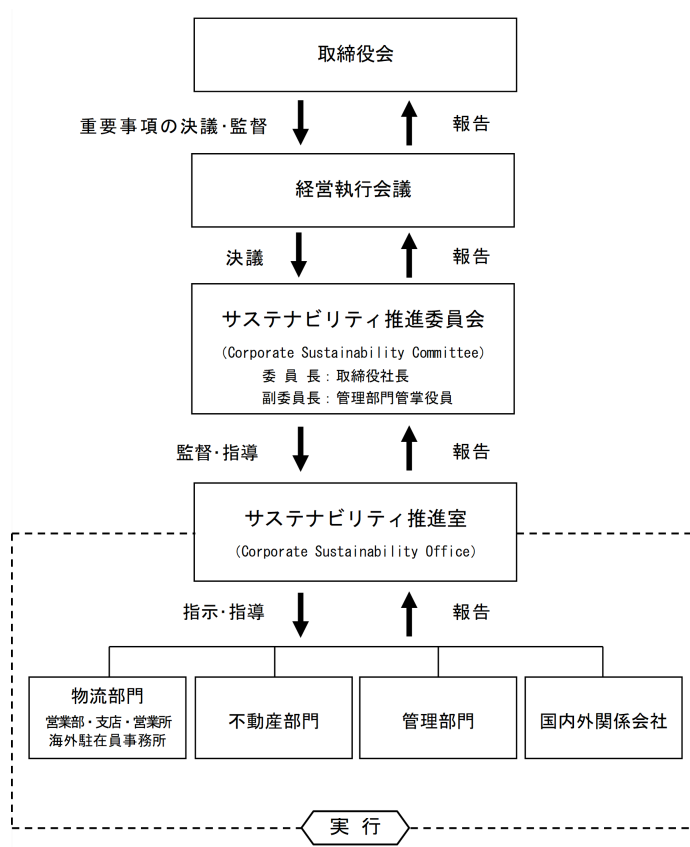
当社は、サステナビリティを巡る課題の解決に取り組むため、次のとおりのガバナンス体制・リスク管理体制を構築しております。

取締役会は、年1回または必要に応じて、サステナビリティを巡る課題に対する取組みについて議論し、サステナビリティ推進基本方針や、マテリアリティ（重要課題）に関する数値目標などの重要事項を決議し、その執行を監督します。

サステナビリティ推進委員会は、取締役社長を委員長として、サステナビリティ推進基本方針や、マテリアリティ（重要課題）に関する目標の設定と重要事項の立案を行うとともに、サステナビリティに関する全社的な取組みを指導・監督しつつ、サステナビリティに係るリスクを識別・評価し、これらを取締役会に報告します。

また、サステナビリティ推進室は、サステナビリティ推進委員会の監督・指導のもと、当社グループのサステナビリティ推進に関わる事項について、適切な対策を遂行し、関係会社を含む各事業部門に指示・指導を行うとともに、目標の達成状況のモニタリングと、必要な改善策の策定と実行を行い、重要事項や行動計画をサステナビリティ推進委員会に報告します。

当社のグループのサステナビリティ推進に関するガバナンス体制・リスク管理体制は以下に示すとおりです。



ii) 役員の保有する知見・経験

当社の経営戦略に照らして必要なスキルは、①企業経営、②事業戦略・M&A、③物流DX、④グローバルビジネス、⑤不動産、⑥サステナビリティ・ESG、⑦人事・労務、⑧財務・会計、⑨法務・コンプライアンス・内部統制と考えております。

個々の役員は、有する知見・経験に基づき各分野に適切に配置しております。サステナビリティに関するスキルについて、取締役は一定の知見を有しております。

iii) サステナビリティに関する会議体の審議状況

・2024年度の取組みに関するサステナビリティ推進委員会での審議

開催年月	審議内容
2024年 3 月	マテリアリティに関するKGI、KPI、目標の見直し・開示について審議
2024年 7 月	2023年度各種ESGデータおよび目標進捗について報告
2024年11月	TCFDレポートの更新について審議

・2024年度の取組みに関する取締役会での決議・報告

開催年月	決議・報告内容
2024年 3 月	マテリアリティに関するKGI、KPI、目標の見直し・開示について決議
2024年 7 月	2023年度各種ESGデータおよび目標進捗について報告
2024年11月	2023年度Scope3排出量について報告
2024年12月	TCFDレポートの更新について報告

② 戦略および指標・目標

当社グループでは、「物流を越えた、新たな価値創造により、持続的で豊かな社会の実現を支えること」をグループミッション、果たすべき社会的使命と規定しております。また、サステナビリティ推進基本方針において「地球温暖化の防止」「循環経済への転換」「安全・安心の実現」「イノベーションの活用」「人権の尊重」「共存共栄の追求」の六つをマテリアリティ（重要課題）として特定し、事業活動を通じてその解決に貢献することとしております。



当社グループは、私たちのみならず社会にとっても持続可能な成長につながるマテリアリティの解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

i) マテリアリティの設定

当社グループのマテリアリティは、社内での知見に基づいて当社の事業環境や社会に与える影響等を考慮したうえで、さらに社外の知見者の意見も含めて総合的に判断し、サステナビリティ推進委員会で討議の上立案、社外取締役を除く上級執行役員以上で構成される経営執行会議の先議を経て、取締役会で決議・承認されています。またマテリアリティやそれに基づくKPI等は、定期的に見直しを検討し、変更のある場合は取締役会での決議がなされます。

ii) マテリアリティに対する取組みと指標

マテリアリティ（重要課題）に対処するための取組みと指標は次のとおりです。

なお、評価指標に対する2024年度の実績値につきましては、当社コーポレートサイトおよび統合報告書にて2025年度に掲載を予定しております。

マテリアリティ	地球温暖化の防止
優先する取組み	物流事業における温室効果ガスの削減 環境配慮型施設へのバリューアップ
目指す姿（KGI）	環境負荷低減に貢献する企業 2030年度営業収益あたりCO2排出量 2019年度比50%削減
評価項目	倉庫業務におけるCO2排出量削減 陸運業務におけるCO2排出量削減 不動産事業における再生可能エネルギー導入
評価指標 （達成期限 2026年度）	事業所面積あたりCO2排出量 2019年度比40%削減（注） 1 フェリー・鉄道輸送の取扱いコンテナ数 2023年度比30%増加 再生可能エネルギー導入率 100%（注） 2

（注） 1．当社物流事業所におけるCO2排出量を対象としています。

2．当社賃貸オフィスビル（茅場町・永代・蛸殻町地区）の電力を対象としています。

マテリアリティ	循環経済への転換
優先する取組み	循環経済（サーキュラーエコノミー）転換への貢献
目指す姿（KGI）	循環経済転換に貢献する企業
評価項目	循環経済転換に対する貢献
評価指標 （達成期限 2026年度）	保管文書のリサイクル取扱い量 2023年度比20%増加 フォークリフト電池の二次利用方法の確立 テスト実施

マテリアリティ	安全・安心の実現
優先する取組み	安全安心な物流事業の運営 レジリエントな事業運営体制の構築
目指す姿（KGI）	安全な事業運営による安心な社会の実現
評価項目	社会に対する安全安心向上 事業内における安全安心向上
評価指標 （達成期限 2026年度）	物流業務における交通事故件数 事故ゼロ 労働災害度数率 2023年度比 3 %削減

マテリアリティ	イノベーションの活用
優先する取組み	物流事業の生産性向上と業域の拡大
目指す姿（KGI）	事業の競争力強化と持続可能な社会の実現
評価項目	技術導入による業務効率化
評価指標 （達成期限 2026年度）	技術導入による業務効率化推進の新規案件数 期間累計20件（注） 3

（注） 3．期間累計の目標は2024年4月から2027年3月までを対象期間とします。

マテリアリティ	人権の尊重
優先する取組み	ダイバーシティの推進 労働環境の改善
目指す姿（KGI）	多様な人材が集い活躍する環境の創出
評価項目	ダイバーシティの推進 人財への積極投資
評価指標 （達成期限 2026年度）	従業員エンゲージメントの肯定的回答率 2023年度比増加 高ストレス者比率 7 %以下 人権DD対象会社数（人権DDの精度向上） 200社以上

マテリアリティ	共存共栄の追求
優先する取組み	パートナーシップ強化によるサプライチェーンの進化 地域コミュニティ発展への貢献 災害支援
目指す姿（KGI）	パートナー企業や地域社会との共存共栄
評価項目	事業パートナー・地域コミュニティとの連携強化
評価指標 （達成期限 2026年度）	パートナーミーティングの開催 期間累計10回（注） 4 社会活動への協働 期間累計15件（注） 4

（注） 4．期間累計の目標は2024年4月から2027年3月までを対象期間とします。

（2）気候変動

当社グループは、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が公表した提言に沿った形で適切な情報開示を行います。

また、当社グループはガバナンス体制を強化するとともにグループ事業における気候変動が及ぼすリスクと機会による影響について毎年分析を行い、当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組み、企業価値を向上させてまいります。

① ガバナンスおよびリスク管理体制

気候変動に関するガバナンスおよびリスク管理体制は、サステナビリティ課題全般のガバナンスに組み込まれております。詳細は「(1) サステナビリティ課題全般 ① ガバナンスおよびリスク管理体制」をご参照ください。

② 戦略

当社グループでは、シナリオ分析を活用し、当社グループの事業活動に中長期にわたって影響を与えると想定される気候変動に起因する重要なリスクと収益機会をサステナビリティ推進委員会にて特定、評価するとともに、対応策を検討しております。

シナリオ分析におきましては、主要事業地域である日本国内を中心に、連結子会社を含めて、4℃シナリオ、1.5℃シナリオ（一部2℃シナリオも併用）の2つのシナリオで「Shibusawa 2030 ビジョン」でも指標としている2030年を想定し、次のとおり考察いたしました。

・リスク

分類	種類	項目	時間軸	想定されるリスク	影響度	
					1.5℃	4℃
移行	政策・法規制	炭素価格の上昇	中期	事業活動に伴うCO2排出量に対して炭素税が課され操業コストが増加する。	大	中
		化石燃料の使用に関する規制	短期	物流事業および不動産事業の環境性能向上（非化石燃料車両導入・ZEB化）に係るコストが増加する。		
		省エネ政策	短期～長期	保有不動産のZEB化対応費用や自社車両のxEV化、定温倉庫における脱炭素型機器への転換に伴う設備投資額が増加する。		
		排出権取引	中期	排出権取引制度の拡大に伴い、CO2排出量上限超過分の排出権の購入が迫られるなど、対応コストが発生する。	中	小
		リサイクル規制		梱包資材や廃棄物に対する規制準拠のため、仕分け・加工（ラベルはがし等）や廃棄しないためのリース・レンタル品導入等を行うことによるコストが増加する。		
		再エネ政策		再生可能エネルギーへの電力構成切り替え等の国家方針に伴い、需要変化や発電所の発電コスト増に伴い電力価格が高騰する。		
	市場	エネルギーコストの変化	中期	・再生可能エネルギーへの需要増加等により、電力価格が高騰する。 ・化石燃料価格上昇に伴う主因のエネルギー調達費用高騰分を物流サービスへ転嫁した場合に需要が減少する。	中	小
	評判	顧客の評判変化	短期	環境への取組みが不十分であると判断された場合、他サービスへの顧客流出に繋がる可能性がある。	大	中
		投資家の評判変化		環境配慮・環境情報開示が不十分な場合、調達資金の減少及び資金調達コストが増加する。		
物理	急性	異常気象の激甚化	中期～長期	・気象災害の激甚化による拠点の被災やサプライチェーンの寸断による営業停止損失が発生し、また、火災保険料が高騰する。 ・受託貨物への損害や事業停止による顧客からの評判が低下する。 ・災害リスクが高い地域に位置する保有資産の価値が減少する。 ・協力会社・貨物・テナントおよび第三者への損害に関する訴訟リスクが発生する。	中	大
	慢性	平均気温の上昇	中期～長期	ヒートストレスによる労働生産性低下を防止するため、施設の空調設備や遮熱設備を導入することによりコストが増加する。	小	中
		降水・気象パターンの変化	短期～長期	大雪や大雨など、気象の極端化に伴う交通機関の乱れが発生し、輸送遅延やキャンセル、道路や鉄道の冠水による物流ルートへの遮断が発生し、収益機会が減少する。		
		海面上昇	長期	浸水被害の増加による保有資産への損害が発生する。		

・機会

分類	種類	項目	時間軸	想定されるリスク	影響度	
					1.5℃	4℃
移行	政策・法規制	省エネ政策	短期～長期	・倉庫・物流センターのエネルギー効率向上（省エネ化）に伴いエネルギーコストが減少する。 ・環境負荷の低いモーダルシフトの利用増加により、収益機会が増加する。	大	中
		リサイクル規制	中期	循環型社会への移行に伴い、紙資源の回収・溶解処理を行う文書保管サービスの収益機会が増加する。また、資源の回収および運搬に伴う物流増加により、収益機会が増加する。	中	小
	技術	低炭素技術の進展	中期	・スワップボディコンテナ車両等の輸送効率手段の導入により人件費コストが削減される。 ・低炭素型ディーゼルトラック車両などの省エネ車両導入により燃料コストが削減される。	小	小
		次世代技術の進展		無人フォークリフト・自動保管ラックなど、荷待ち・荷役時間短縮に向けた自動化・機械化設備導入により操業コストが減少する。		
	評判	顧客の評判変化	短期	・保有不動産において、CASBEEやZEBなど低炭素認証制度を取得することにより、環境意識の高い企業の選好度が高まり、収益機会が増加する。 ・鉄道やフェリー輸送などのエネルギー効率の高い輸送形態の拡大や、モーダルシフトの推進、リニューアブル燃料を使用したトラック輸送など、GHG排出量を従来より抑制することが可能な環境配慮型事業を行うことにより収益が増加する。	大	中
		投資家の評判変化		環境配慮・環境情報開示が進んでいる場合、資金調達コストが減少する。		
物理	急性	異常気象の激甚化	中期～長期	被災拠点の操業を持続するため、BCP対策を推進し、有事における安全確実な事業継続体制を確立することで、結果的に相対的な競争力強化となり、収益機会が増加する。	中	大
	慢性	平均気温の上昇	中期～長期	気温上昇により、夏季型飲料貨物の取扱い量が増加することによって、収益が増加する。	小	中
		降水・気象パターンの変化	短期～長期	極端な気象現象が発生した場合に備え、多様な運送ルートを整備しておくことで事業継続が可能となり営業停止損失を回避できる。また、競合との差別化により収益機会の増加にも繋がる。		

影響度の定義

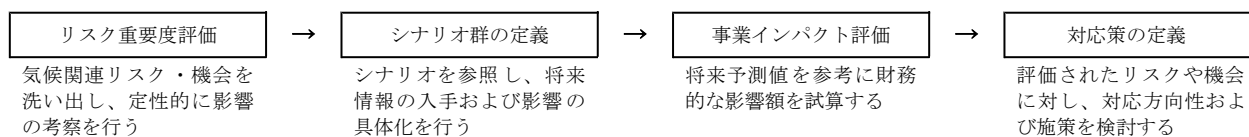
「大」：財務的影響が大きい
「中」：財務的影響が不明
「小」：財務的影響が小さい

時間軸の定義

「短期」：～3年
「中期」：4～10年
「長期」：11年～30年

- (注) 1. 移行リスクとは、低炭素経済への移行に伴い、GHG排出量の大きい金融資産の再評価によりもたらされるリスクです。
2. 物理リスクとは、洪水や高潮、暴風雨等の気象現象によってもたらされる財物損害等の直接的なインパクトリスクです。
3. 評価（大・中・小）は、定性的に分析し、相対的な影響度として評価しています。
4. 4℃シナリオとは、気候変動対策が現状から進展せず、地球の平均気温が産業革命以前と比較して2100年時点で約4℃上昇するとされているシナリオです。異常気象の激甚化など、物理的な損害が大きくなる一方、気候変動対策としての法規制は現行から変わらないとされています。（参考シナリオ：IEA Stated Policies Scenario）
5. 1.5℃シナリオとは、カーボンニュートラル実現を目指した積極的な取組みが活発化し、地球の平均気温が産業革命以前と比較して、2100年時点で約1.5℃の上昇に抑えられるとするシナリオです。異常気象の激甚化は4℃シナリオと比べ抑制される一方、気候変動対策としての法規制は現行から大きく強められるとされています。（参考シナリオ：IEA Net Zero Emissions by 2050、一部Sustainable Development Scenarioも併用）

これらのリスク・機会は環境省発行のガイダンス「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ」記載の下記手順に沿ってシナリオ分析を実施いたしました。



この気候変動への対応として、GHG排出量およびエネルギー使用量の削減・効率改善のため、また収益機会の創出のため、当社グループでは様々な取組みを行っております。

リスク項目	対応の方向性	具体的な対応策（機会の創出）
炭素価格の上昇・GHG排出規制の強化・再エネ/省エネ政策への移行	・脱炭素化の推進	・モーダルシフトの推進・倉庫の大型化による拠点集約や、最適立地への配置を通じた物流効率化を推進する。 ・太陽光発電による再生可能エネルギーを利用する。 ・創設設備の設置を進める。
再エネ/省エネ/次世代技術の普及		・施設運営を省エネ化する。（太陽光パネル、BEMS、LED等省エネ機器の導入） ・低GHG排出への投資を促進する制度の運用による環境技術導入を推進する。
社会からの評価	・気候変動ソリューションの創出と発信	・ステークホルダーへの情報発信を強化する。
異常気象に起因する自然災害の激甚化	・施設の強靱化 ・防災/減災対策の強化 ・運送システムの多様化 ・BCPを考慮した施設の立地	・台風や豪雨を想定した定期的な施設の点検・補修を実施する。 ・BCPの定期的なアップデートと訓練の実施・モーダルシフト運営体制の強化を行う。 ・被災リスクを考慮した新規施設の開発を進める。
平均気温の上昇	・職場環境の改善・省力化の推進	・快適な作業環境を整備する。 ・DXの推進等による省力化・省人化を推進する。

③ 指標・目標

当社グループでは、気候変動が経営に及ぼすリスクと機会等の影響を測定・管理するため、温室効果ガス（GHG）排出量に関連する以下の指標を設定しています。

2026年度目標	2030年度目標
・物流事業所面積あたりのCO2排出量 2019年度比40%削減 ・フェリー・鉄道輸送の取扱コンテナ数 2023年度比30%増加 ・不動産事業の再生可能エネルギー導入率 100%達成	営業収益あたりのCO2排出量 2019年度比50%削減

(3) 人的資本

① 戦略

当社グループは、長期的に人材が活躍できる経営基盤を確保するため、多様な人材の採用を継続的にを行い、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境の整備や人材育成への取組みが重要と考えています。

2030年に当社が目指す姿として「Shibusawa 2030 ビジョン」を制定し、多様な人材が働き甲斐を感じる労働環境や企業風土の確立により企業価値を向上させることを目指す姿と定めています。この「Shibusawa 2030 ビジョン」を具現化するため、人材育成方針、社内環境整備方針を以下のとおり定めています。

・人材の育成に関する方針

お客さまや社会の変化に伴い、わたしたちのビジネスは日々変化しています。コーポレートスローガン「永続する使命。」を果たし続けるためには、わたしたち一人ひとりと組織とがともに成長しあう好循環を継続し、挑戦を続けていく必要があります。

OJTとジョブローテーション、各種指名研修による人材教育とともに、自身のキャリアを見据えて学ぶ意欲のある人に公平で持続的な能力開発の機会を提供し続けます。また、成長に向けた努力や挑戦が正当に評価され、更なる成長を後押しする評価制度を整備します。そして、自律的な人材が互いの成長をサポートし協力し合う企業風土の醸成に取り組んでまいります。

・社内環境整備に関する方針

多様な価値観を尊重し、ワークライフバランスの推進、健康経営などに取り組むことで、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、誰もが心身ともに健康で、安全かつ安心して生き活きと働ける社内環境を整備してまいります。

以上の方針を踏まえた具体的な取り組みは以下のとおりです。

・人的資本経営の基盤構築

従業員エンゲージメントを高め、組織全体の力を最大限に引き出すための基盤構築に注力しています。その取り組みとして、2023年度より対面型のタウンミーティングを全国で展開し、従業員との対話を通じて率直な意見や建設的な提案を聞き取り、組織全体の意思決定に反映させるとともに、人事諸施策の改善につなげる活動も推進しています。加えて、年に一度の自己申告制度において、現在の担当職務への意欲・適性、将来へのキャリア意向、職場環境に対する意見等を申告してもらい、これにより、適材適所の人材配置、キャリア開発、そして環境整備に役立てています。さらに、2024年度に導入したタレントマネジメントシステムを活用することで、従業員のスキル、経験、能力、キャリア志向などの情報を一元的に管理し、個々の従業員の能力を最大限に活かせる最適な人材配置や育成計画の策定、さらには組織全体の戦略的な人材マネジメントの実現を目指しています。また、エンゲージメントサーベイを年1回定期的に実施し、経年比較および部門、従業員の属性比較を行っています。これらの客観的な結果に基づき、制度や企業風土の改善、従業員エンゲージメントのさらなる向上に資する取り組みを進めてまいります。

・教育育成プログラムの充実

従業員一人ひとりの成長を力強く後押しするため、教育育成プログラムの拡充に注力しています。具体的には、キャリアに応じた階層別研修や、担当業務の質を高めるための業務研修をさらに充実させ、ヒューマンスキル向上を目的とした研修も導入しています。また、グローバルに活躍できる人材を育成するため、若手社員には海外実務研修を提供し、国際的な視野と異文化理解を深める機会を設けています。加えて、女性管理職員向けには、それぞれのライフステージに合わせた柔軟なキャリア形成を支援する研修を計画中で、多様な働き方を推進する方針です。

今後も、従業員が自身のキャリアを主体的に描けるよう、希望制研修の新規導入やe-Learningコンテンツの追加など、能力開発の機会を順次拡大していく予定です。

・ダイバーシティの推進

事業環境が大きく変化する中で新たな価値を生み出すために、多様な価値観や経験を有する人材を確保するとともに、その多様性を尊重することで、個々が活躍できる企業風土の醸成を図っています。この推進の一環として、2024年度には、定年後再雇用制度を見直しました。定年後再雇用者の役割を明確化し、モチベーション維持・向上および処遇改善を通じて、組織の戦力アップを目指しています。また、女性の活躍は組織の活性化に不可欠と考え、女性社員が活躍できる社内環境整備や風土醸成に取り組んでおり、その具体的な取り組みや課題については、他社と協働で継続的に意見交換会を実施しています。さらに、従業員の仕事と家庭の両立支援にも積極的に取り組んでいます。育児との両立支援制度を整備し、特に男性の育児休業取得促進に力を入れています。「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と子育ての両立を支援するための目標を設定し、男性の育児休業取得を奨励する企業風土の醸成や情報提供、相談体制の整備などを通じて、男性の育児参加を積極的に後押ししています。加えて、従業員が家族の介護と仕事を両立できるよう、介護休暇制度の活用を推進し、安心して働き続けられる環境を提供することで、従業員の多様なライフイベントに寄り添った支援を行っています。

・健康経営の推進

従業員一人ひとりが心身ともに健康であることが挑戦を続けるエネルギーの源泉であると考え、澁澤健康保険組合とのコラボヘルスにより、データヘルス計画に基づき従業員とその家族の健康増進に努めています。具体的には、定期健康診断に特定健診項目を加えた特定健康診査を実施し、特定保健指導の対象者に参加を呼びかけ、生活習慣病予防と健康増進を図るプランを推進しています。また、ストレスチェック制度、外部機関による24時間健康相談サービス、メンタルヘルスのカウンセリングサービスなども提供し、多角的に従業員の健康をサポートしています。さらに、健康増進事業の一環として、2024年度より健康アプリを導入しました。このアプリでは、健康診断の結果や医療費通知の閲覧が可能なうえ、アプリを活用した健康イベントを開催し、従業員の健康促進を図っています。

② 指標・目標

指標	目標	2023年度実績	2024年度実績
管理職員に占める女性の割合（％）（注） 1	前年比増加	10.6	11.7
有給休暇取得率（％）（注） 2	前年比増加	57.7	48.0
有給休暇年間平均取得日数（日）	前年比増加	11.43	11.91
階層別研修のべ年間受講者数（人）	前年比増加	150	184
業務研修のべ年間受講者数（人）	前年比増加	1,256	955

（注） 1． 管理職員は管理職に任用できる資格者を表しています。

2． 2024年度より入社2年目以降の有給休暇付与日数は20日から25日へ変更しました。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重大な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 事業環境の変化

当社グループは、倉庫業ならびに陸・海・空にわたる運輸業を主体とした物流事業と不動産賃貸業を中心とする不動産事業を主たる事業としておりますが、物流事業においては、国内外の経済環境や社会情勢の変動および天候等による景気動向の変化が、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産事業においても施設の改善と機能拡充を推進しておりますが、首都圏における賃貸オフィス市場の需給バランスの変化や市況動向等の影響を受ける可能性があります。

② 特有の法的規制等に係るもの

当社グループの物流事業は、国内外において法的許認可を事業基盤としており、施設、設備の安全性や車両等の安全運行のために、国際機関および各国政府の法令、規制等様々な公的規制を、事業推進にあたっては通商、租税、為替管理、環境、公正取引等に関する法規制の適用を受けております。今後、これらの法的規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業および業績に影響を与える可能性があります。

③ 自然災害の発生

当社グループは、物流事業と不動産事業を展開するにあたり多くの施設を有しております。そのため、地震や台風等の自然災害が発生し、当社グループの施設が被災した場合、当社グループの業績および財務状況に多大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの保有施設につきましては、適切な補償範囲にて企業財産包括保険を付保するとともに、建物の耐震対策として、1981年建築基準法改正以前の耐震基準の設計による建物について、必要に応じ耐震診断を行い、耐震性能が不十分な建物については現行基準並みの耐震補強工事を順次実施しております。

④ 車両燃料油価格の変動

当社グループの物流事業では、車両運行のための燃料の調達が不可欠なものとなっております。燃料費については、調達コストの平準化・削減に努めておりますが、燃料油の市場価格は概ね原油価格に連動しており、世界の景気動向、産油地域の情勢、米国を中心とする在庫水準、投機資金の流入等により影響を受ける可能性があり、燃料油価格の上昇は、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 金利の変動

当社グループは、賃貸不動産や倉庫施設等の新設や更新のため、継続的な設備投資を行っております。適切な負債資本倍率を考慮しつつ、運転資金および設備資金は主として外部借入れにて調達しております。固定金利での借入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めておりますが、変動金利で調達している資金については、金利変動の影響を受けます。また、金利の変動により、将来の資金調達コストが影響を受ける可能性があります。

⑥ システムトラブルによる影響

当社グループは、各種物流情報システムを構築し、インターネットを介して顧客との情報交換を行っておりますが、外部からの不正なアクセスによるシステム内部への侵入や、コンピュータウイルスの感染等の障害が発生する可能性があります。この対策としてセキュリティソフト等を導入し、安全には万全を期しております。

また、大地震、大規模停電への対策として、遠隔地でのデータ・バックアップ・センターの配備をしております。万が一システムのトラブルが発生した場合には、顧客との情報交換のための代替手段を準備しておりますが、復旧までの間、作業効率の低下を来す可能性があります。

⑦ 個人情報漏洩等の発生

当社グループは、物流事業におけるトランクルーム、引越業務等において、個人情報を取り扱っております。当社グループでは情報保護方針を定め、当方針に基づき策定した「情報保護規程」をすべての役職員が遵守することにより、個人情報漏洩等の予防に努めております。しかしながら、予期せぬ不正アクセスやコンピュータウイルス等の不正行為による個人情報漏洩が発生した場合には、損害賠償請求等により、当社グループの事業および業績に重大な影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクに備えるため、賠償責任保険を付保しております。

また、当社グループは、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を2005年12月16日に取得し、2024年11月22日に「ISO/IEC 27001：2022」へ移行しております。

⑧ 保有資産の時価変動

当社グループは、減損会計基準およびその適用指針に基づき、2006年3月期より固定資産の減損会計を適用しております。今後、保有資産の時価の下落あるいは当該資産の収益性悪化等により、減損処理の順に従い減損損失を認識した場合には、当社グループの業績および財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当期末における当社グループの投資有価証券残高は278億2千2百万円であります。将来において投資先の業績不振や証券市場における市況の悪化等により時価あるいは実質価額が下落し、かつ回復の可能性があると認められない場合には、当社グループの業績および財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 海外への事業展開

当社グループは、海外においては、現地子会社等や代理店との連携により、事業活動を行っておりますが、現地の法令規制の改廃や税制等の変更、為替相場の変動あるいは事業活動に不利な政治または経済要因の発生、戦争・テロ・伝染病などの社会的混乱により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 退職給付債務

当社グループは、従業員の退職給付費用および債務は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの数値は将来に対する予測に基づくものであり、今後の退職給付債務の割引率低下や年金資産の運用実績の悪化等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、これらのリスクを緩和するため、2006年4月より確定拠出年金制度を一部導入しております。

⑪ 気候変動に伴うリスク

当社グループは、気候変動に伴う豪雨や台風などの異常気象により、保有する施設の被災や交通網の遮断、高温による労働生産性の低下などの影響を受ける可能性があります。

また、国内外における、企業が排出する温室効果ガスに対する規制強化や炭素価格の導入等は、操業コストの増加原因となります。

これらの状況に対し、当社グループは、サステナビリティ推進基本方針において、地球温暖化の防止や安全・安心の実現をマテリアリティ（重要課題）として特定し、モーダルシフトの推進、物流効率化による温室効果ガスの排出削減および保有する施設の強靱化に取り組んでおります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態および経営成績の状況

全般の概況

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期	前期比	増減率
営業収益	73,417	78,620	5,202	7.1%
営業利益	4,271	4,668	397	9.3%
経常利益	5,091	5,583	491	9.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,728	4,908	1,180	31.6%

経済環境

- ・当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済が全体的に緩やかな成長を維持する中、雇用・所得環境の改善等を背景に、個人消費や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られたことから、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の長期化が消費者マインドの下振れ等を通じ家計に与える影響や、米国の通商政策をめぐる今後の不確実性の高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

業績の状況

- ・前期および当期新たに取扱いを開始した倉庫業務や陸上運送業務が業績に寄与したことを主要因として、営業収益は前期比52億2百万円（7.1%）増の786億2千万円、コスト上昇に見合う適正料金の収受等により、営業利益は同3億9千7百万円（9.3%）増の46億6千8百万円、経常利益は同4億9千1百万円（9.7%）増の55億8千3百万円となり、前期比増収増益となりました。
- ・親会社株主に帰属する当期純利益は政策保有株式の売却益や、前期に発生した固定資産処分損の解消により、前期比11億8千万円（31.6%）増の49億8百万円となりました。

セグメント別の概況

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりであります。

(物流事業)

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期	前期比	増減率
営業収益	67,665	72,685	5,020	7.4%
営業利益	3,275	3,884	608	18.6%

事業環境

- ・個人消費の回復は小幅にとどまったことから、消費財等の国内貨物の荷動きは横ばいで推移しました。
- ・円安効果による生産財の輸出や部品・部材類の輸入等を中心に、輸出入は堅調な荷動きで推移しました。
- ・人手不足や物価上昇等による物流コストの増加は継続しました。

業績の状況

- ・倉庫業務や陸上運送業務において、前期に取扱いを開始した飲料や工場内物流請負業務に加え、当期新たに取扱いを開始した医薬品や医療機器、食品等が寄与したほか、EC関連の取扱いが増加しました。また、コスト上昇への対応として、適正な運賃や料金の確保に努めることで、収益性の維持に取り組みました。
- ・港湾運送業務は、前期に取扱いを開始した飲料の荷捌業務が寄与したほか、船内荷役業務の取扱いが増加しました。
- ・国際輸送業務は、輸入航空貨物の取扱いは増加したものの、アジア域内航路における海上運賃単価の下振れに加え、輸出入海上貨物や輸出航空貨物の取扱いが低調に推移したことから減少となりました。
- ・当社グループの強みである、飲料物流や多品種小ロット物流においては、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。

(不動産事業)

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期	前期比	増減率
営業収益	6,002	6,403	401	6.7%
営業利益	2,996	3,350	353	11.8%

事業環境

- ・都市部におけるオフィスビル市場は、空室率が引き続き低下傾向を示し、賃料についても上昇が見られるなど、全体的に安定的に推移しました。

業績の状況

- ・施設の稼働率向上に伴い、空調設備使用料等の不動産付帯収入が増加したことに加え、ビル工事請負業務が好調に推移しました。
- ・既存施設においては、計画的に保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努め、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローの増加があったものの、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの減少により、全体で10億2千6百万円の減少となり、現金及び現金同等物の期末残高は85億2千1百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払いがあったものの、税金等調整前当期純利益および減価償却費の計上による資金留保により、63億5千万円の増加となりました。

なお、当連結会計年度のキャッシュ・フローが前連結会計年度に比べ5億2千1百万円上回りましたのは、税金等調整前当期純利益の計上額の増加、仕入債務の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入等があったものの、固定資産の取得による支出などにより、60億1千3百万円の減少となりました。

なお、当連結会計年度のキャッシュ・フローが前連結会計年度に比べ9億2千7百万円上回りましたのは、投資有価証券の売却及び償還による収入が増加したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入があったものの、長期借入金の返済による支出、自己株式の取得による支出および配当金の支払いにより、14億1千万円の減少となりました。

なお、当連結会計年度のキャッシュ・フローが前連結会計年度に比べ102億7千4百万円上回りましたのは、社債の償還による支出の減少および社債の発行による収入の増加等によるものであります。

③ 生産、受注および販売の実績

(1) セグメントごとの主要業務の営業収益内訳

当連結会計年度の営業収益をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益（百万円）		前連結会計年度比増減	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	金額 (百万円)	比率 (%)
物流事業	67,665	72,685	5,020	7.4
（倉庫業務）	18,087	19,937	1,849	10.2
（港湾運送業務）	6,425	6,709	283	4.4
（陸上運送業務）	31,961	34,719	2,757	8.6
（国際輸送業務）	7,995	7,907	△87	△1.1
（その他の物流業務）	3,194	3,412	217	6.8
不動産事業	6,002	6,403	401	6.7
報告セグメント計	73,667	79,089	5,421	7.4
セグメント間の内部営業収益又は 振替高	△250	△468	△218	—
合計	73,417	78,620	5,202	7.1

（注）当連結会計年度の主な相手先の営業収益および当該営業収益の連結営業収益合計に対する割合は次のとおりであります。

なお、前連結会計年度は連結損益計算書の売上高の10%を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

相手先	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額（百万円）	割合（%）
サントリーロジスティクス㈱	7,923	10.0

(2) セグメントごとの主要業務の取扱高

1. 物流事業

(イ) 倉庫業務

1) 所管倉庫明細

項目	面積 (㎡)		前連結会計年度比増減	
	前連結会計年度 (2024年3月31日現在)	当連結会計年度 (2025年3月31日現在)	面積 (㎡)	比率 (%)
所有庫	273,671	284,302	10,631	3.9
借庫	212,585	261,663	49,078	23.1
計	486,256	545,966	59,709	12.3
貸庫	—	—	—	—
合計	486,256	545,966	59,709	12.3

(注) 1. 保管面積は倉庫業法に基づく保管用面積（野積面積を除く）であります。

2. 上表のほか、保管施設として上屋（港湾運送事業）16,743㎡があります。

2) 入出庫高および保管残高

項目		数量 (トン)		前連結会計年度比増減	
		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	数量 (トン)	比率 (%)
入庫高		2,579,382	2,732,123	152,741	5.9
出庫高		2,582,254	2,726,066	143,812	5.6
合計		5,161,636	5,458,189	296,553	5.7
月末保管残高	年間合計	2,656,169	2,691,917	35,748	1.3
	年間平均	221,347	224,326	2,979	1.3

3) 貨物回転率

項目	貨物回転率 (%)		前連結会計年度比増減 (ポイント)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
数量	97.2	101.4	4.2

(注) 算定方式 貨物回転率 = $\frac{(\text{年間入庫高} + \text{年間出庫高}) \times 1/2}{\text{月末保管残高年間合計}} \times 100$

(ロ) 港湾運送業務

項目	取扱数量 (トン)		前連結会計年度比増減	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	取扱数量 (トン)	比率 (%)
船内荷役	1,042,830	1,063,186	20,356	2.0
はしけ運送	—	—	—	—
沿岸荷役	454,222	462,688	8,466	1.9
合計	1,497,052	1,525,874	28,822	1.9

(ハ) 陸上運送業務

項目	数量（トン）		前連結会計年度比増減	
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	数量 (トン)	比率 (%)
数量	7,470,958	7,701,423	230,465	3.1

2. 不動産事業

項目	面積（㎡）		前連結会計年度比増減	
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日現在)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日現在)	面積 (㎡)	比率 (%)
賃貸ビル面積（契約面積）	94,892	94,892	—	—

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の財政状態の分析

当社グループの連結会計年度末の資産の残高は、前連結会計年度末に比べ46億7千3百万円（4.1%）増加して1,174億4千6百万円となりました。このうち流動資産は4億3千1百万円（1.5%）増加し288億8千4百万円となりました。この主な要因は、受取手形及び取引先未収金の残高が増加したこと等によるものであります。固定資産は42億6百万円（5.0%）増加し885億1千4百万円となりました。固定資産のうち有形固定資産は、前連結会計年度末に比べ14億2千2百万円（2.5%）増加し574億8千4百万円となりました。この主な要因は、減価償却費が計上されたものの、物流事業における新規設備投資および不動産事業における設備更新のための投資を実施したことによるものであります。また、投資その他の資産は25億4千万円（9.3%）増加し298億3千万円となりましたが、この主な要因は、株式相場の上昇により保有する投資有価証券の時価が増加したことおよび投資有価証券の取得等によるものであります。

連結会計年度末の負債の残高は、前連結会計年度末に比べ19億7千2百万円（3.9%）増加して521億1千7百万円となりました。このうち流動負債は5億9千2百万円（3.5%）減少し162億3千5百万円となり、固定負債は25億6千4百万円（7.7%）増加し358億8千1百万円となりました。流動負債の減少の主な要因は、未払法人税等の増加があったものの、設備関係支払手形の残高の減少があったこと等によるものであり、固定負債の増加の主な要因は、借入金の約定返済が進んだものの、社債を発行したこと等によるものであります。

連結会計年度末の純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ27億1百万円（4.3%）増加して653億2千8百万円となりました。この主な要因は、自己株式の取得および配当金の支払いがあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益が計上されたことやその他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものであります。

上記の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の54.7%から54.8%となり、また、1株当たり純資産額は4,074円00銭から4,472円42銭となりました。

なお、キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態および経営成績の状況」に記載のとおり、物流業界では、消費財等の国内貨物の荷動きは横ばいで推移しましたが、輸出入は円安効果による生産財の輸出や部品・部材類の輸入等を中心に、堅調な荷動きで推移しました。また、不動産業界では、都市部におけるオフィスビル市場は、空室率が引き続き低下傾向を示し、賃料についても上昇が見られるなど、全体的に安定的に推移しました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努め、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、前期および当期新たに取扱いを開始した倉庫業務や陸上運送業務が業績に寄与したことを主要因として、前期比52億2百万円（7.1%）増の786億2千万円、コスト上昇に見合う適正料金の収受等により、営業利益は同3億9千7百万円（9.3%）増の46億6千8百万円、経常利益は同4億9千1百万円（9.7%）増の55億8千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却益や、前期に発生した固定資産処分損の解消により、前期比11億8千万円（31.6%）増の49億8百万円となりました。なお、営業収益営業利益率は5.9%、総資産経常利益率は4.9%、自己資本当期純利益率は7.8%となっております。

また、事業セグメント別では、物流事業の営業収益は前期比50億2千万円（7.4%）増の726億8千5百万円、営業利益は前期比6億8百万円（18.6%）増の38億8千4百万円となりました。不動産事業の営業収益は前期比4億1百万円（6.7%）増の64億3百万円、営業利益は前期比3億5千3百万円（11.8%）増の33億5千万円となりました。

③ 資本の財源および資金の流動性

i) 資金需要

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、物流事業に関わる倉庫荷役費、港湾荷捌費、陸上運送費および不動産事業に関わる不動産維持費、付帯費ならびに各事業についての販売費及び一般管理費があります。

また、設備資金需要としては、物流施設・機器および不動産施設への投資ならびにシステム開発等があります。

ii) 財務政策

当社グループの事業活動に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用および金融機関からの借入ならびに社債の発行により資金を調達しており、運転資金および設備資金につきましては、国内・海外子会社のものを含め当社において一元管理しております。

資金調達に際しては、将来の金利変動リスクを避けるために、一部金利スワップを利用しており、調達コストの低減に努めております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(シンジケートローン契約)

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、財務制限条項付きのシンジケートローン契約を金融機関と締結しております。その内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) 6 財務制限条項」に記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、市場ニーズの多様化に対応し高品質なサービスを提供するため、物流事業、不動産事業を中心に総額6,512百万円（支払いベース）の設備投資を実施いたしました。

物流事業においては、横浜市中区本牧ふ頭に新倉庫の建設（2024年10月竣工）、そのほか機能強化のための施設改修、輸送力増強のための車両購入および物流管理システム強化のためのソフトウェア改修等で約6,351百万円の設備投資を実施いたしました。不動産事業においては、賃貸施設の機能改善のための改修工事等で約151百万円の設備投資を実施いたしました。また、その他システムの開発・改修等で約10百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本店 (東京都江東区ほか)	不動産 会社統括 その他	不動産賃貸施設 統括業務施設	10,511	11	5,054 (34,650)	17	58	15,653	174
広域営業部 (東京都江東区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	808	475	3,780 (57,092)	0	21	5,086	45
引越営業支店 (東京都江戸川区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	94	0	334 (6,592)	—	0	429	7
東京支店 (東京都江東区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	1,160	225	4,230 (25,388)	8	49	5,675	73
横浜支店 (横浜市中区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	10,377	87	7 (22,584)	4	64	10,541	71
中部支店 (愛知県小牧市ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	503	28	295 (26,650)	13	15	855	28
大阪支店 (大阪市港区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	3,088	29	358 (46,215)	5	6	3,488	52
神戸支店 (神戸市中央区ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	3,704	54	3,859 (53,128)	13	12	7,644	76
中国・九州支店 (福岡県糟屋郡ほか)	物流	倉庫・荷捌施設	327	12	1,810 (46,685)	3	12	2,165	12

- (注) 1. 北海道小樽市所在の土地73百万円（1,050㎡）と建物等50百万円は所管する本店に含めて表示しております。
2. 上記の他、主要な賃借施設として、以下のものがあります。

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の名称 (面積㎡)	賃借先	設備の内容	賃借料 年額 (百万円)
広域営業部 (千葉県千葉市)	物流	京葉配送営業所 千葉北第三倉庫 (22,379)	千葉北ロジスティック特定 目的会社	倉庫・荷捌施設	306
東京支店 (埼玉県三郷市)	物流	三郷営業所 三郷倉庫 (19,280)	㈱拓洋	倉庫・荷捌施設	262
広域営業部 (千葉県市川市)	物流	京葉配送営業所 市川倉庫 (16,731)	J F E 物流㈱	倉庫・荷捌施設	262

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
澁澤陸運(株)	本社ほか 18営業所	物流 会社統括	倉庫施設 車両及び トラックター ミナル施設 統括業務施設	362	298	1,520 (22,931)	3	2	2,188	260
大宮通運(株)	本社ほか 6営業所	物流 会社統括	倉庫施設 統括業務施設	287	47	100 (11,895)	—	2	437	114
日正運輸(株)	本社ほか 13営業所	物流 会社統括	車両及び トラックター ミナル施設 統括業務施設	54	434	123 (6,338)	—	1	614	151
北海澁澤物流(株)	本社ほか 1営業所 (札幌市 白石区)	物流 会社統括	倉庫施設 統括業務施設	219	1	801 (13,178)	—	4	1,027	21
平和みらい(株)	本社ほか 29営業所	物流 会社統括	倉庫施設 統括業務施設	558	141	1,247 (31,257)	44	7	2,000	105

(注) 連結会社間の賃貸借は貸主側で記載しております。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
澁澤物流(上海) 有限公司	中国	物流 会社統括	倉庫施設 統括業務施設	4	24	— (—)	187	3	220	52

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画は、サービス品質の向上と市場ニーズの高度化・多様化に対応するため、需要動向や投資効率等を含め総合的に勘案して策定しています。設備計画は原則として連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定にあたっては提出会社を中心に調整をはかっています。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,217,747	15,217,747	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	15,217,747	15,217,747	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日（注）	△60,870,990	15,217,747	—	7,847	—	5,660

（注）2017年6月29日開催の第170期定時株主総会決議により、同年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合したことに伴い、発行済株式総数は60,870,990株減少し、15,217,747株となりました。

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	－	25	24	95	67	10	3,444	3,665	－
所有株式数 (単元)	－	43,978	1,791	66,778	9,869	23	29,483	151,922	25,547
所有株式数 の割合（％）	－	28.94	1.18	43.95	6.50	0.02	19.41	100.00	－

（注）自己株式743,388株は、「個人その他」欄に7,433単元および「単元未満株式の状況」欄に88株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	東京都渋谷区道玄坂2-25-12	1,448	10.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	1,085	7.50
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2-16-1	749	5.18
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日 本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	716	4.95
トーア再保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-6-5	652	4.50
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1-4-1	528	3.65
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀2-11-1	422	2.92
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	400	2.76
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内1-6-2	334	2.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	327	2.26
計	—	6,663	46.04

- (注) 1. 上記のほかに当社保有の自己株式743千株があります。
2. 前事業年度末において主要株主でなかった株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスは、当事業年度末現在では主要株主となっております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行および株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式は、信託業務に係るものであります。
4. 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されていた大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行およびアセットマネジメントOne株式会社が2016年10月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載しております。

大量保有者の氏名又は名称	住所又は本店所在地	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	3,749	4.93
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-2	1,392	1.83

5. 2017年6月29日開催の第170期定時株主総会決議により、同年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。上記の大量保有報告書の変更報告書の保有株券等の数は当該株式併合前の株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 743,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,448,900	144,489	—
単元未満株式	普通株式 25,547	—	—
発行済株式総数	15,217,747	—	—
総株主の議決権	—	144,489	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
澁澤倉庫株式会社	東京都江東区永代 2-37-28	743,300	—	743,300	4.88
計	—	743,300	—	743,300	4.88

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 役員株式所有制度の導入

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

（イ）2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

(1) 本制度の概要

当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下（イ）において同じです。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入について、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において決議しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。本制度においては、2022年6月29日開催の定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に對して当社株式が交付されます。なお、この対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができます。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任後の日です。

(本信託の概要)

委託者 当社
 受託者 三井住友信託銀行株式会社
 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
 受益者 当社の取締役のうち受益者要件を満たす者

信託管理人 当社および当社役員から独立した第三者
議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日 2022年8月15日
信託の期間 2022年8月15日から信託が終了する日まで
信託の目的 株式交付規程に基づき当社株式を受託者へ交付すること

(2) 取締役取得させる予定の株式の総数

2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、対象期間中に、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、合計120百万円（ただし、上記①の延長分の期間においては、延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）とすること、また、当社が取締役に対して付与するポイント（役位に応じて付与され、1ポイント当たり当社株式1株で計算）の総数は、1事業年度当たり17,000ポイントを上限とすることを決議しております。

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

当社取締役のうち受益者要件を満たす者

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

(1) 本制度の概要

当社は、取締役（社外取締役および監査等委員を除きます。以下（ロ）において同じです。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入について、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において決議しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。本制度においては、2022年6月29日開催の定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に対して当社株式が交付されます。なお、この対象期間は、取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて延長することができます。取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任後の日です。

(本信託の概要)

委託者 当社
受託者 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者 当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人 当社および当社役員から独立した第三者
議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日 2022年8月15日
信託の期間 2022年8月15日から信託が終了する日まで
信託の目的 株式交付規程に基づき当社株式を受託者へ交付すること

(2) 取締役取得させる予定の株式の総数

2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、対象期間中に、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、合計120百万円（ただし、上記①の延長分の期間においては、延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）とすること、また、当社が取締役に対して付与するポイント（役位に応じて付与され、1ポイント当たり当社株式1株で計算）の総数は、1事業年度当たり17,000ポイントを上限とすることを決議しております。

(3) 本制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

当社取締役のうち受益者要件を満たす者

② 従業員に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入

(1) 本制度の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の役位以上の当社の従業員（以下

「従業員」といいます。) に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) を導入することを2025年2月28日開催の取締役会において決議しております。

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」といいます。) を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の中長期的な企業価値向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 従業員に取得させる予定の株式の総数または総額
30,000株

(3) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
従業員のうち「従業員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2024年5月10日) での決議状況 (取得期間2024年5月13日～2024年5月13日)	685,000	2,116,650,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	660,000	2,039,400,000
残存決議株式の総数および価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による取得であります。

2. 2024年5月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2024年5月13日の約定分をもって終了しております。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2024年11月7日) での決議状況 (取得期間2024年11月8日～2024年11月8日)	100,000	319,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	100,000	319,500,000
残存決議株式の総数および価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による取得であります。

2. 2024年11月7日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2024年11月8日の約定分をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	29	92,365
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	30,000	95,250,000	—	—
保有自己株式数	743,388	—	743,388	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本とし、配当性向40%を目安に、年間配当金100円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めており、今期中間配当、期末配当につきましては、いずれも取締役会において決議しております。

なお、当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」の一部改定を決議し、改定後の方針を第179期から適用することといたしました。当該改定後の内容は以下のとおりであります。

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら配当性向50%以上を基準に、年間配当金140円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2024年11月7日 取締役会決議	872	60.0
2025年5月12日 取締役会決議	1,157	80.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値向上のための最適な経営体制の確立に資するべきものであると考えております。コーポレートガバナンスの強化に取り組むことにより、当社事業の持続的成長を実現するとともに、その社会的使命と責任を果たし、公正で透明性の高い経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

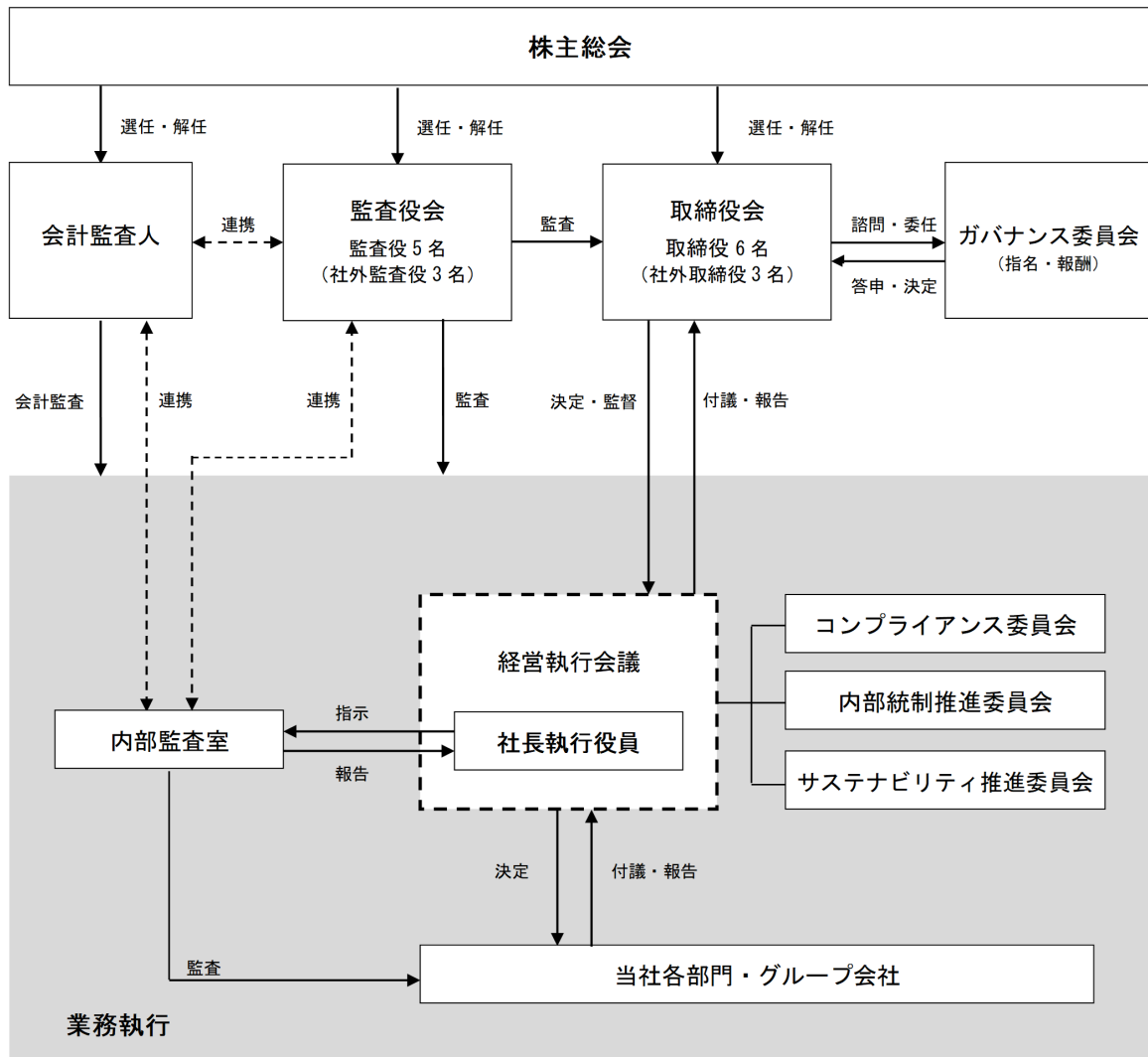
当社は、上記（1）①の基本的な考え方のもと、企業価値の最大化に向けて、迅速な経営の意思決定をはかるとともに、チェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、以下の体制を採用しております。

- a) 当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会のほか、経営執行会議および部長・支店長会議を設けております。
- b) 取締役会は、社外取締役3名（うち、女性1名）を含む6名の取締役により構成され、社外監査役3名を含む5名の監査役出席のもと、取締役社長を議長として、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項の決議のほか、業務執行に係る重要事項や業績の進捗状況の報告等を行っております。構成員の氏名は、「（2）役員の状況 ① 役員一覧（イ）」に記載のとおりであります。なお、取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は1年にしております。また、取締役会の意思決定機能のより一層の充実化と監督機能の強化をはかることを目的に、執行役員制度を導入しております。
- c) 取締役会の諮問機関として、社外取締役 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の3名ならびに取締役社長 大隅毅の合計4名により構成し、社外取締役 松本伸也を委員長として、取締役候補者の指名・取締役の解任議案、取締役社長の選定・解職、取締役の報酬、取締役社長の後継候補者、関連当事者間取引の各事項に関して協議し、かつ、取締役会からの委任を受けて、取締役および年俸制対象執行役員の報酬に関する事項について決定を行うガバナンス委員会を設置しております。
- d) 監査役会は、社外監査役3名を含む5名の監査役により構成され、監査役会の決議により選定した監査役を議長として、原則として毎月1回開催し、監査役相互の情報の共有をはかるとともに、取締役会のほか重要会議にも出席し意見を述べるなど、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。構成員の氏名は、「（2）役員の状況 ① 役員一覧（イ）」に記載のとおりであります。
- e) 経営執行会議は、取締役（社外取締役を除く。）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く。）により構成され、取締役社長を議長として、原則として毎月2回開催し、経営に関する重要事項の審議を行っております。構成員の氏名は、「（2）役員の状況 ① 役員一覧（イ）」に記載のほか、常務執行役員物流部門管掌役員補佐兼横浜支店長 石井啓志、同管理部門管掌役員補佐 青野宣昭、上級執行役員物流部門管掌役員補佐 高橋伸一、同大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志であります。
- f) 部長・支店長会議は、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役（社外監査役を除く。）、部長、室長、支店長により構成され、総合企画部長を議長として、原則として年2回以上開催し、事業運営基本方針および経営者の意思伝達の徹底や情報の共有化を推進し、グループ経営体制の強化をはかっております。構成員の氏名は、「（2）役員の状況 ① 役員一覧（イ）」に記載のほか、常務執行役員物流部門管掌役員補佐兼横浜支店長 石井啓志、同管理部門管掌役員補佐 青野宣昭、上級執行役員物流部門管掌役員補佐 高橋伸一、同大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志、執行役員平和みらい株式会社代表取締役社長 佐瀬正文、同澁澤ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 篠浩志、同総合企画部長 森山宗樹、同経理部長 池田覚、同リスク管理部長 山田政和、同広域営業部長 神田純一、同国際営業部長 吉田崇、同澁澤陸運株式会社代表取締役社長 本橋昌臣、引越営業支店長 小林一敬、不動産部長 有木利幸、人事部長 吉田貴之、中国・九州支店長 高岡和仁、営業開発部長 山本純司、イノベーション推進室長 中川剛、内部監査室長 森本晃、サステナビリティ推進室長 佐川博章、中部支店長 東田兼一、情報システム部長 金浦義典

であります。

- g) コンプライアンス委員会は、原則として年2回開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行っております。
- (1) 「行動規範」の管理と改訂の立案
 - (2) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
 - (3) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
 - (4) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
 - (5) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
 - (6) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
 - (7) 「行動規範」の実践状況、委員会の活動状況、決議事項および問題点の取締役会、経営執行会議への報告事項として定期的に報告
- h) 内部統制推進委員会は、取締役兼専務執行役員を委員長として、原則として年2回開催し、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度」を確立するため金融庁の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき内部統制システムの構築・改善作業を統括・推進しております。
- i) サステナビリティ推進委員会は、取締役社長を委員長として、年2回以上開催し、サステナビリティ推進基本方針や、マテリアリティ（重要課題）に関する目標の設定と重要事項の立案を行うとともに、サステナビリティに関する全社的な取組みを指導・監督しつつ、サステナビリティに係るリスクを識別・評価し、これらを取締役に報告しております。

・当社のコーポレート・ガバナンス体制図



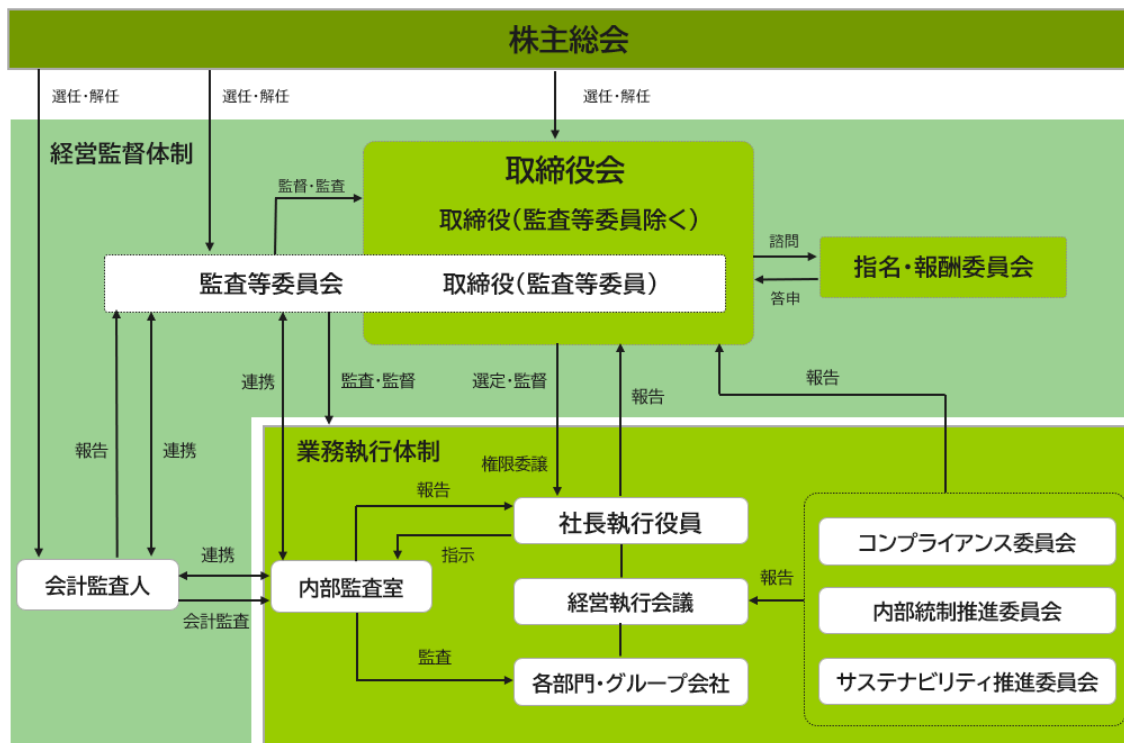
(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社は、上記(1)①の基本的な考え方のもと、企業価値の最大化に向けて、業務執行と監督との分離を促進し、重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役へ広く委任することで、経営における意思決定の迅速化をはかるとともに、チェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、以下の体制を採用しております。

- a) 当社は、監査等委員会設置会社であり、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査等委員会のほか、経営執行会議および部長・支店長会議を設けております。
- b) 取締役会は、社外取締役6名（内、女性1名）を含む11名の取締役により構成され、原則として月1回開催し、業務執行に係る重要事項や業績の進捗状況の報告を受けるとともに、経営方針、経営戦略を中心とした審議等を行い、監督機能を発揮してまいります。構成員の氏名は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (ロ)」に記載のとおりであります。なお、取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は1年（監査等委員である取締役の任期は2年）にしております。
- c) 取締役会の諮問機関として、社外取締役 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の3名ならびに取締役社長 大隅毅の合計4名により構成し、社外取締役 松本伸也を委員長として、取締役候補者の指名・取締役の解任、取締役社長の選定・解職、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬および年俸制対象執行役員の報酬に関する事項について決定を行うとともに、取締役社長の後継候補者に関して協議し、かつ、取締役および年俸制対象執行役員の報酬に関する事項について取締役会からの委任を受けて決定を行う任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。
- d) 監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名により構成され、原則として毎月1回開催し、監査上の重要課題について情報共有と議論を行っております。監査等委員は、株主の負託を受けた独立の立場から、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるなど、取締役の職務執行を監査、監督しております。構成員の氏名は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (ロ)」に記載のとおりであります。
- e) 経営執行会議は、取締役（社外取締役を除く。）、上級執行役員以上の執行役員により構成され、取締役社長を議長として、原則として毎月2回開催し、経営に関する重要事項の審議を行っております。構成員の氏名は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (ロ)」に記載のほか、常務執行役員物流部門副担当兼横浜支店長 石井啓志、同物流部門副担当 高橋伸一、上級執行役員大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志、同総合企画部長 森山宗樹、同経理部長 池田覚、同広域営業部長 神田純一であります。
- f) 部長・支店長会議は、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、部長、室長、支店長により構成され、総合企画部長を議長として、原則として年2回以上開催し、事業運営基本方針および経営者の意思伝達の徹底や情報の共有化を推進し、グループ経営体制の強化をはかっております。構成員の氏名は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (ロ)」に記載のほか、常務執行役員物流部門副担当兼横浜支店長 石井啓志、同物流部門副担当 高橋伸一、上級執行役員大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志、同総合企画部長 森山宗樹、同経理部長 池田覚、同広域営業部長 神田純一、執行役員平和みらい株式会社代表取締役社長 佐瀬正文、同澁澤ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 篠浩志、同リスク管理部長 山田政和、同国際営業部長 吉田崇、同澁澤陸運株式会社代表取締役社長 本橋昌臣、同イノベーション推進室長 中川剛、引越営業支店長 小林一敬、不動産部長 有木利幸、人事部長 吉田貴之、中国・九州支店長 高岡和仁、営業開発部長 山本純司、内部監査室長 森本晃、サステナビリティ推進室長 佐川博章、中部支店長 東田兼一、情報システム部長 金浦義典であります。
- g) コンプライアンス委員会は、原則として年2回開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行っております。
 - (1) 「行動規範」の管理と改訂の立案
 - (2) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
 - (3) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
 - (4) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
 - (5) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
 - (6) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
 - (7) 「行動規範」の実践状況、委員会の活動状況、決議事項および問題点の取締役会、経営執行会議への報告事項として定期的に報告

- h) 内部統制推進委員会は、取締役兼専務執行役員を委員長として、原則として年2回開催し、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度」を確立するため金融庁の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき内部統制システムの構築・改善作業を統括・推進しております。
- i) サステナビリティ推進委員会は、取締役社長を委員長として、年2回以上開催し、サステナビリティ推進基本方針や、マテリアリティ（重要課題）に関する目標の設定と重要事項の立案を行うとともに、サステナビリティに関する全社的な取組みを指導・監督しつつ、サステナビリティに係るリスクを識別・評価し、これらを取締役に報告しております。

・当社のコーポレート・ガバナンス体制図



③ 企業統治に関するその他の事項

(1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「定款一部変更の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行します。当社は、監査等委員会設置会社に移行することで、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかってまいります。

以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

（イ）2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、創業者の精神とグループミッションに基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスへの取組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- (1) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- (2) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- (3) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- (4) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- (5) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- (6) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- (7) 「行動規範」の実践状況、委員会の活動状況、決議事項および問題点の取締役会、経営執行会議への報告事項として定期的に報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および経営陣から独立した第三者である弁護士を窓口とした社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを開覧できるものとします。

c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- (1) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
- (2) 取締役（社外取締役を除く。）、上級執行役員以上の執行役員および監査役（社外監査役を除く。）を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
- (3) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- (4) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

- f) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。
 監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。
- g) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。
 (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 (2) 毎月の経営状況に関する事項
 (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 (4) 重大な法令違反・定款違反
 (5) ヘルプラインによる通報状況および内容
 (6) その他取締役および職員が重要と判断した事項
 なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。
- h) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。
 監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。
 なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。
- i) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 (1) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
 (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く。）および連結子会社の取締役社長（海外を除く。）は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
 (3) 当社子会社の取締役社長、海外現地法人代表者、海外事業担当の執行役員および国際営業部長は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
 (4) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。
 (5) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
 (6) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
 (7) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。
- j) 反社会的勢力に対する対応方針
 (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。
 (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 役員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。
- (ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況
 当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

- a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、創業者の精神とグループミッションに基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスへの取組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- (1) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- (2) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- (3) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- (4) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- (5) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- (6) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- (7) 「行動規範」の実践状況、委員会の活動状況、決議事項および問題点の取締役会、経営執行会議への報告事項として定期的に報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および経営陣から独立した第三者である弁護士を窓口とした社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

- b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役は、常時、これを閲覧できるものとします。

- c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

- d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- (1) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
- (2) 取締役（社外取締役を除く。）および上級執行役員以上の執行役員を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
- (3) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- (4) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (5) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

- e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、内部監査部門所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができま

す。
なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

- f) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員および補助すべき使用人の人事異動については、監査等委員会の意見を尊重します。

監査等委員会より指示を受けた職員および補助すべき使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

- g) 当社グループの取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの取締役、監査役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査等委員会に報告するよう取り決め、これを実施します。

- (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (2) 毎月の経営状況に関する事項
- (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (4) 重大な法令違反・定款違反

- (5) ヘルプラインによる通報状況および内容
- (6) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査等委員会へ報告を行った取締役、監査役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。

h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査等委員会が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査等委員会の職務の執行に必要なと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。

i) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
- (2) 当社の取締役（社外取締役を除く。）、上級執行役員以上の執行役員および連結子会社の取締役社長（海外を除く。）は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
- (3) 当社子会社の取締役社長（ただし、海外子会社は海外事業担当の執行役員もしくは国際営業部長）は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (4) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (5) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
- (6) 当社グループの監査等委員および監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
- (7) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

j) 反社会的勢力に対する対応方針

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、不慮の災害に迅速に対応し、業務処理機能の確保と被害の拡大を防ぐため、初動緊急連絡体制を整えております。また、全社レベルで適切なリスクテイクやコンプライアンスの確保を支えるリスク管理体制を整備し運営するため、リスク管理部を設置しております。加えて、企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため、必要に応じてアドバイスを受ける体制を採っております。さらに、環境対策や安全向上策の一環として、当社グループはエコステージ、ISMS（現ISO/IEC27001:2022）およびグリーン経営の認証を取得しております。また、物流関連子会社においても、安全性優良事業所認定証やグリーン経営の認証を取得しております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下（ロ）において同じ。）として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第32条第2項において、取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者（以下「役員等」という。）であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が特約部分も含め当社が全額負担（2024年4月～6月は10%を役員等が負担）しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者（以下「役員等」という。）であり、保険料については、取締役、常務執行役員、上級執行役員が特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めております。

なお、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると当社の取締役は12名以内、監査等委員である取締役は3名以上となります。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(9) 取締役会およびガバナンス委員会の活動状況

a) 取締役会の活動状況

2024年度における活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
取締役社長	大隅 毅	18回/18回 (100%)
取締役兼専務執行役員	倉谷 伸之	18回/18回 (100%)
取締役兼常務執行役員	大橋 武	18回/18回 (100%)
社外取締役	松本 伸也	17回/18回 (94.4%)
社外取締役	力石 晃一	17回/18回 (94.4%)
社外取締役	馬場 佳子	14回/14回 (100%)
監査役（常勤）	星 正俊	14回/14回 (100%)
監査役（常勤）	森 進	13回/14回 (92.9%)
社外監査役	志々目昌史	18回/18回 (100%)
社外監査役	吉田 芳一	18回/18回 (100%)
社外監査役	柏崎 博久	18回/18回 (100%)
常勤監査役	真鍋 雅信	4回/4回 (100%)
監査役	工藤 慎二	4回/4回 (100%)

(注) 1. 2024年度に開催された取締役会は18回であり、社外取締役馬場佳子、監査役（常勤）星正俊および監査役（常勤）森進の各氏の就任以降開催された取締役会は14回となります。

2. 常勤監査役真鍋雅信および監査役工藤慎二の各氏が退任するまでに開催された取締役会は4回です。

2024年度は、取締役会において、取締役会規則で定めた決議事項（株主総会に関する事項、取締役・監査役に関する事項、財務に関する事項、重要な業務に関する事項等）の審議および決議のほか、2024年度を初年度とする新中期経営計画、資本コストを意識した経営の実現に向けた対応、事業ポートフォリオに関する分析、サステナビリティ推進基本方針に定める重要事項（マテリアリティ）に関する目指す姿（KGI）および評価項目と指標（KPI）の更新、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社の事業活動や収益に与える影響に関する分析、取締役会の実効性評価等について協議いたしました。

b) ガバナンス委員会の活動状況

2024年度における活動状況は次のとおりです。

	地位	氏名	出席状況
委員長	社外取締役	松本 伸也	3回/3回 (100%)
委員	社外取締役	力石 晃一	3回/3回 (100%)
委員	社外取締役	馬場 佳子	2回/2回 (100%)
委員	取締役社長	大隅 毅	3回/3回 (100%)

(注) 2024年度に開催されたガバナンス委員会は3回であり、社外取締役馬場佳子氏の就任以降開催されたガバナンス委員会は2回となります。

主な協議および決定内容

2024年度は、取締役会からの委任を受け、取締役および年俸制対象執行役員の金銭報酬について決定いたしました。また、取締役会から諮問を受けた定時株主総会における取締役候補者について、候補者の略歴、候補者とした理由および期待される役割、スキルマトリックス等を参考に、2025年6月以降の取締役の体制について協議し、取締役会に答申いたしました。

(10) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「株式会社の支配に関する基本方針」を以下のとおりに定めております。

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」および「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）を一部変更するとともに、かかる変更後の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））を一部変更したうえで更新いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社へ移行し、かつ、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を更新した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

a) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、（ア）物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、（イ）物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、（ウ）健全な財務体質、（エ）専門性を有する人材の育成と確保、（オ）取引先との信頼関係、および（カ）創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考え

ております。

b) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」を2021年度から、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」を2024年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」では、成長戦略の基本方針として、(ア) 物流事業の収益力強化、(イ) 国内／海外における物流ネットワークの拡充、(ウ) 物流の枠を超えた「業域の拡大」、(エ) 不動産ポートフォリオの拡充、(オ) ESGへの取組み強化を掲げ、その実現に取り組むとともに、成長戦略を支える経営基盤の構築にも取り組んでおります。

また、当社は、当事業の公共性をも踏まえ、当事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア) 資本政策の基本的な方針、(イ) 政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ) 企業年金の積立金の運用、(エ) サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ) 役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続、(カ) 社外役員の独立性判断基準、(キ) 株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。

また、複数名の社外取締役および複数名の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名以上を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月23日開催の取締役会および同年6月29日開催の当社第175期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとし、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様

意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

a) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が今後も持続的に成長し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、創業者の精神を継承する企業文化、蓄積されたソリューションノウハウ、新たな挑戦を可能とする健全な財務体質、専門性やスキル等を有する多様な人財、お客さま・協力会社・ビジネスパートナーとの強固なリレーション、社会からの信頼等が不可欠であり、これらを包括的に活かす経営を行うことが極めて重要であると考えます。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

b) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」を2024年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。また、「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」では、基本方針として、(ア)物流事業の収益力強化、(イ)国内外における物流ネットワークの拡充、(ウ)物流の枠を超えた業域の拡大、(エ)不動産ポートフォリオの拡充、(オ)ESGへの取組み強化、の5つの成長戦略を推進し、持続的価値の創造をはかってまいります。

また、当社は、当事業の公共性を踏まえ、事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア)資本政策の基本的な方針、(イ)政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ)企業年金の積立金の運用、(エ)サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ)役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続、(カ)社外役員の独立性判断基準、(キ)株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。

また、当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。移行後の取締役会においては、社外取締役が過半数を占める体制を予定しており、経営へのモニタリング機能を更に強化するとともに、取締役会において経営方針、経営戦略等の審議をより一層充実化させることなどにより、コーポレートガバナンスの一層の強化をはかってまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件」を提案しております。当該議案が承認可決されることを条件に、2025年5月22日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）を一部変更するとともに、かかる変更後の基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）を一部変更したうえで更新すること（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役のみから構成される独立委員会を設置、その客観的な判断を経るものとし、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することといたします。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されるものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

（イ）2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

男性 10名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 9.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役) 兼社長執行役員 物流部門管掌	大隅 毅	1964年 8月22日生	1987年4月 当社入社 2012年4月 執行役員管理本部総合企画部長 2013年6月 上級執行役員管理本部総合企画部長 2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長 2015年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌 2017年6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌 2023年4月 取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌（現任） 2025年6月 株式会社ヤクルト本社社外取締役（現任）	(注) 3	8,400
取締役 (代表取締役) 兼専務執行役員 不動産部門・ 管理部門管掌	倉谷 伸之	1962年 12月24日生	1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2014年4月 株式会社みずほ銀行業務監査部長 2016年4月 同行執行役員銀座通支店長 2018年4月 同行理事 2018年6月 当社顧問 2018年6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐 2019年6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当 2022年6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門・管理部門（総合企画部・サステナビリティ推進室・人事部）管掌、物流営業部門副担当 2023年4月 取締役兼常務執行役員、不動産部門・管理部門管掌 2023年6月 取締役兼専務執行役員、不動産部門・管理部門管掌（現任）	(注) 3	6,500
取締役 兼常務執行役員 物流部門副担当	大橋 武	1964年 5月10日生	1989年4月 当社入社 2016年9月 営業開発部長 2018年6月 執行役員営業開発部長 2019年6月 上級執行役員営業開発部長 2021年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長 2022年4月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長兼イノベーション推進室長 2022年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門副担当、営業開発部長兼イノベーション推進室長 2023年4月 取締役兼常務執行役員、物流部門副担当（現任）	(注) 3	4,100
取締役	松本 伸也	1959年 8月12日生	1987年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 1987年4月 丸の内総合法律事務所入所 1996年7月 丸の内総合法律事務所パートナー 2001年6月 株式会社インプレス（現・株式会社インプレスホールディングス）社外監査役（現任） 2005年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（現・ジャパン・ホテル・リート投資法人）監督役員 2007年6月 当社取締役（現任） 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士 2013年6月 大平洋金属株式会社社外取締役 2025年1月 丸の内総合法律事務所顧問（現任）	(注) 3	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	力石 晃一	1957年 4月19日生	1980年4月 日本郵船株式会社入社 2009年4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長 2010年4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長 2012年4月 同社常務経営委員 2012年6月 同社取締役常務経営委員 2013年4月 同社代表取締役専務経営委員 2019年4月 同社取締役 2019年6月 同社アドバイザー 2019年6月 富士石油株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社村上開明堂社外取締役（現任） 2022年6月 当社取締役（現任） 2025年4月 NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員（現任）	(注) 3	1,200
取締役	馬場 佳子	1963年 8月17日生	1987年4月 三菱信託銀行株式会社（現・三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 1991年9月 不動産鑑定士登録 2014年4月 横浜市財産評価審議会委員（現任） 2015年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事 2016年2月 よこはま都市未来研究所設立、代表（現任） 2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員（現任） 2018年8月 横浜市空家等対策協議会委員 2020年4月 横浜家庭裁判所家事調停員（現任） 2020年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長 2024年5月 横浜市財産評価審議会委員長（現任） 2024年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	500
監査役（常勤）	星 正俊	1961年 10月17日生	1984年4月 当社入社 2011年10月 管理本部経部長 2014年6月 執行役員経部長 2018年6月 上級執行役員経部長 2023年1月 上級執行役員管理部門管掌役員補佐経部担当 2024年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	5,400
監査役（常勤）	森 進	1959年 10月29日生	1983年4月 当社入社 2014年6月 北関東支店長 2016年6月 執行役員北関東支店長 2018年4月 執行役員大阪支店長 2018年6月 上級執行役員大阪支店長 2021年4月 上級執行役員 2021年6月 システム物流株式会社（現・澁澤コネクト株式会社）代表取締役社長 2024年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	2,800
監査役	志々目 昌史	1955年 2月16日生	1986年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 1986年4月 加嶋法律事務所入所 1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る 2006年6月 株式会社横河ブリッジ（現・株式会社横河ブリッジホールディングス）社外監査役 2011年6月 当社監査役（現任） 2019年6月 東海運株式会社社外監査役（現任）	(注) 4	1,600
監査役	吉田 芳一	1955年 11月12日生	1974年4月 仙台国税局入局 2015年7月 東京国税局調査第四部長 2016年7月 東京国税局退局 2016年8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る 2019年2月 株式会社シー・エス・ランバー社外監査役 2020年6月 当社監査役（現任） 2021年3月 伊勢化学工業株式会社社外監査役	(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	柏崎 博久	1956年 11月17日生	1981年4月 株式会社第一勧業銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2008年4月 株式会社みずほ銀行執行役員銀座支店長 2010年4月 同行常務執行役員 2013年4月 同行取締役副頭取営業店業務部門長 2014年4月 同行取締役 2017年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事 2017年4月 株式会社みずほ銀行理事 2017年6月 株式会社トータル保険サービス取締役社長 2019年6月 同社会長執行役員 2023年6月 当社監査役（現任）	(注) 4	100
計					31,200

- (注) 1. 取締役松本伸也、取締役力石晃一および取締役馬場佳子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役志々目昌史、監査役吉田芳一および監査役柏崎博久の各氏は、社外監査役であります。
3. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年
4. 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年
5. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年
6. 当社では、取締役会の運営の効率化とともに、意思決定の充実化と監督機能の強化をはかるため、執行役員制度を導入しております。

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、常務執行役員物流部門管掌役員補佐兼横浜支店長 石井啓志、同管理部門管掌役員補佐 青野宣昭、上級執行役員物流部門管掌役員補佐 高橋伸一、同大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志、執行役員平和みらい株式会社代表取締役社長 佐瀬正文、同澁澤ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 篠浩志、同総合企画部長 森山宗樹、同財務部長 池田覚、同リスク管理部長 山田政和、同広域営業部長 神田純一、同国際営業部長 吉田崇、同澁澤陸運株式会社代表取締役社長 本橋昌臣の16名であります。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役) 兼社長執行役員 物流部門管掌	大隅 毅	1964年 8月22日生	1987年4月 当社入社 2012年4月 執行役員管理本部総合企画部長 2013年6月 上級執行役員管理本部総合企画部長 2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長 2015年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌 2017年6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌 2023年4月 取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌 (現任) 2025年6月 株式会社ヤクルト本社社外取締役 (現任)	(注) 2	8,400
取締役 (代表取締役) 兼専務執行役員 不動産部門・ 管理部門管掌	倉谷 伸之	1962年 12月24日生	1986年4月 株式会社第一勧業銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行 2014年4月 株式会社みずほ銀行業務監査部長 2016年4月 同行執行役員銀座通支店長 2018年4月 同行理事 2018年6月 当社顧問 2018年6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐 2019年6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当 2022年6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門・管理部門 (総合企画部・サステナビリティ推進室・人事部) 管掌、物流営業部門副担当 2023年4月 取締役兼常務執行役員、不動産部門・管理部門管掌 2023年6月 取締役兼専務執行役員、不動産部門・管理部門管掌 (現任)	(注) 2	6,500
取締役 兼常務執行役員 物流部門副担当	大橋 武	1964年 5月10日生	1989年4月 当社入社 2016年9月 営業開発部長 2018年6月 執行役員営業開発部長 2019年6月 上級執行役員営業開発部長 2021年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長 2022年4月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長兼イノベーション推進室長 2022年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門副担当、営業開発部長兼イノベーション推進室長 2023年4月 取締役兼常務執行役員、物流部門副担当 (現任)	(注) 2	4,100
取締役	松本 伸也	1959年 8月12日生	1987年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属) 1987年4月 丸の内総合法律事務所入所 1996年7月 丸の内総合法律事務所パートナー 2001年6月 株式会社インプレス (現・株式会社インプレスホールディングス) 社外監査役 (現任) 2005年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 (現・ジャパン・ホテル・リート投資法人) 監督役員 2007年6月 当社取締役 (現任) 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士 2013年6月 大平洋金属株式会社社外取締役 2025年1月 丸の内総合法律事務所顧問 (現任)	(注) 2	600
取締役	力石 晃一	1957年 4月19日生	1980年4月 日本郵船株式会社入社 2009年4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長 2010年4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長 2012年4月 同社常務経営委員 2012年6月 同社取締役常務経営委員 2013年4月 同社代表取締役専務経営委員 2019年4月 同社取締役 2019年6月 同社アドバイザー 2019年6月 富士石油株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社村上開明堂社外取締役 (現任) 2022年6月 当社取締役 (現任) 2025年4月 NYK Energy Ocean株式会社代表取締役社長執行役員 (現任)	(注) 2	1,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	馬場 佳子	1963年 8月17日生	1987年4月 三菱信託銀行株式会社（現・三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 1991年9月 不動産鑑定士登録 2014年4月 横浜市財産評価審議会委員（現任） 2015年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事 2016年2月 よこはま都市未来研究所設立、代表（現任） 2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員（現任） 2018年8月 横浜市空家等対策協議会委員 2020年4月 横浜家庭裁判所家事調停員（現任） 2020年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長 2024年5月 横浜市財産評価審議会委員長（現任） 2024年6月 当社取締役（現任）	(注) 2	500
取締役 常勤監査等委員	星 正俊	1961年 10月17日生	1984年4月 当社入社 2011年10月 管理本部経部長 2014年6月 執行役員経部長 2018年6月 上級執行役員経部長 2023年1月 上級執行役員管理部門管掌役員補佐経部担当 2024年6月 当社監査役 2025年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 3	5,400
取締役 常勤監査等委員	森 進	1959年 10月29日生	1983年4月 当社入社 2014年6月 北関東支店長 2016年6月 執行役員北関東支店長 2018年4月 執行役員大阪支店長 2018年6月 上級執行役員大阪支店長 2021年4月 上級執行役員 2021年6月 システム物流株式会社（現・澁澤コネクト株式会社）代表取締役社長 2024年6月 当社監査役 2025年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 3	2,800
取締役 監査等委員	志々目 昌史	1955年 2月16日生	1986年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 1986年4月 加嶋法律事務所入所 1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る 2006年6月 株式会社横河ブリッジ（現・株式会社横河ブリッジホールディングス）社外監査役 2011年6月 当社監査役 2019年6月 東海運株式会社社外監査役（現任） 2025年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 3	1,600
取締役 監査等委員	吉田 芳一	1955年 11月12日生	1974年4月 仙台国税局入局 2015年7月 東京国税局調査第四部長 2016年7月 東京国税局退局 2016年8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る 2019年2月 株式会社シー・エス・ランパー社外監査役 2020年6月 当社監査役 2021年3月 伊勢化学工業株式会社社外監査役 2025年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 3	—
取締役 監査等委員	柏崎 博久	1956年 11月17日生	1981年4月 株式会社第一勧業銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2008年4月 株式会社みずほ銀行執行役員銀座支店長 2010年4月 同行常務執行役員 2013年4月 同行取締役副頭取営業店業務部門長 2014年4月 同行取締役 2017年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事 2017年4月 株式会社みずほ銀行理事 2017年6月 株式会社トータル保険サービス取締役社長 2019年6月 同社会長執行役員 2023年6月 当社監査役 2025年6月 当社取締役 監査等委員（現任）	(注) 3	100
計					31,200

(注) 1. 取締役松本伸也、取締役力石晃一、取締役馬場佳子、取締役志々目昌史、取締役吉田芳一および取締役柏崎博久の各氏は、社外取締役であります。

2. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年

3. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年
4. 当社では、取締役会の運営の効率化とともに、意思決定の充実化と監督機能の強化をはかるため、執行役員制度を導入しております。
- 取締役兼務執行役員以外の執行役員は、常務執行役員物流部門副担当兼横浜支店長 石井啓志、同物流部門副担当 高橋伸一、上級執行役員大阪支店長 平川仁司、同日正運輸株式会社代表取締役社長 大宮栄一、同神戸支店長 浅原邦康、同管理部門管掌役員補佐兼総務部長 菅野康弘、同東京支店長 鈴木保志、同総合企画部長 森山宗樹、同財務部長 池田覚、同広域営業部長 神田純一、執行役員平和みらい株式会社代表取締役社長 佐瀬正文、同澁澤ファシリティーズ株式会社代表取締役社長 旗浩志、同リスク管理部長 山田政和、同国際営業部長 吉田崇、同澁澤陸運株式会社代表取締役社長 本橋昌臣、同イノベーション推進室長 中川剛の16名であります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠監査等委員	馬場 佳子	1963年 8月17日生	1987年4月 三菱信託銀行株式会社（現・三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 1991年9月 不動産鑑定士登録 2014年4月 横浜市財産評価審議会委員（現任） 2015年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事 2016年2月 よこはま都市未来研究所設立、代表（現任） 2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員（現任） 2018年8月 横浜市空家等対策協議会委員 2020年4月 横浜家庭裁判所家事調停員（現任） 2020年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長 2024年5月 横浜市財産評価審議会委員長（現任） 2024年6月 当社取締役（現任）	500

- (注) 1. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
2. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなっております。

② 社外役員の状況

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

（イ）2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役松本伸也は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式600株を所有しておりますが、それ以外当社との間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、同氏が有するガバナンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社のより透明性・健全性の高い経営体制の確立等に活かされていることから、社外取締役に選任しております。

社外取締役力石晃一は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式1,200株を所有しております。また、当社の取引先の役員でありましたが、当該取引先グループとの取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であり、当社の独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。同氏は総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識が当社の経営に活かされていることから、社外取締役に選任しております。

社外取締役馬場佳子は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式500株を所有しておりますが、それ以外当社との間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は不動産事業の経験と専門的な知見のほか、公共団体委員や調停員としての豊富な見識を当社の経営に活かされていることから、社外取締役に選任しております。

社外監査役志々目昌史は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式1,600株を所有しておりますが、それ以外当社との間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、その豊富な知識と経験が当社の経営全般の監査に活かされていることから、社外監査役に選任しております。

社外監査役吉田芳一は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験が当社の経営全般の監査に活かされていることから、社外監査役に選任しております。

社外監査役柏崎博久は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式100株を所有しております。同氏は当社の主要な借入先の役員でありましたが、退任してから5年以上経過しております。また、当社の取引先の役員でありましたが、当該取引先との取引額は当社の連結売上高の2%未満、かつ、当社に対する取引額が当該取引先の連結売上高の2%未満と僅少であり、当社の独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。同氏は金融機関で取締役副頭取、総合保険代理店の取締役社長を歴任しており、その豊富な経験と見識が当社の経営全般の監査に活かされていることから、社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、総称して社外役員という）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定めております。社外役員が、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

- (a) 当社および子会社の業務執行者（注1）
- (b) 当社の主要株主またはその業務執行者（注2）
- (c) 当社が大口出資者となっている法人の業務執行者（注3）
- (d) 当社の主要な取引先またはその業務執行者（注4）
- (e) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（注5）
- (f) 当社の主要な借入先またはその業務執行者（注6）
- (g) 当社の外部会計監査人である監査法人に所属する者
- (h) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、監査法人、法律事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注7）
- (i) 当社の業務執行者が現任の社外取締役または社外監査役をつとめている会社の業務執行者
- (j) 当社から多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注8）
- (k) 過去において上記（a）に該当していた者、および、過去5年間に於いて、上記（b）から（i）のいずれかに該当していた者
- (l) 上記（a）から（i）のいずれかに該当する者の近親者（ただし、（a）以外は重要な者に限る）（注9）（注10）
- (m) その他、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

（注1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずる者および使用人をいう。

（注2）「主要株主」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

（注3）「大口出資者」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

（注4）「当社の主要な取引先」とは、当該取引先との取引額が直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注5）「当社を主要な取引先とする者」とは、当社に対しての取引額が当該取引先の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注6）「当社の主要な借入先」とは、直近事業年度末における借入総額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

（注7）「多額の金銭その他財産」とは、当社から受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

（注8）「多額の寄付」とは、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

（注9）「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。

（注10）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する使用人をいう。

（ロ）2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」および「監査等委員である取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、社外取締役は6名となる予定です。

当社は、社外取締役の独立性に関する判断基準を以下のとおり定めております。社外取締役が、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断いたします。

- (a) 当社および子会社の業務執行者（注1）
- (b) 当社の主要株主またはその業務執行者（注2）
- (c) 当社が大口出資者となっている法人の業務執行者（注3）
- (d) 当社の主要な取引先またはその業務執行者（注4）
- (e) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（注5）
- (f) 当社の主要な借入先またはその業務執行者（注6）
- (g) 当社の外部会計監査人である監査法人に所属する者
- (h) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、監査法人、法律事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注7）
- (i) 当社の業務執行者が現任の社外取締役または社外監査役をつとめている会社の業務執行者
- (j) 当社から多額の寄付を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）（注8）
- (k) 過去において上記（a）に該当していた者、および、過去5年間に於いて、上記（b）から（i）のいずれかに該当していた者
- (l) 上記（a）から（i）のいずれかに該当する者の近親者（ただし、（a）以外は重要な者に限る）（注9）（注10）
- (m) その他、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

（注1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずる者および使用人をいう。

（注2）「主要株主」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

（注3）「大口出資者」とは、10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

（注4）「当社の主要な取引先」とは、当該取引先との取引額が直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注5）「当社を主要な取引先とする者」とは、当社に対しての取引額が当該取引先の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注6）「当社の主要な借入先」とは、直近事業年度末における借入総額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

（注7）「多額の金銭その他財産」とは、当社から受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直前に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

（注8）「多額の寄付」とは、当社の直前に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。

（注9）「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。

（注10）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する使用人をいう。

- ③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

- （イ）2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの意見や助言を通じ、経営全般に対して監督を行うとともに、必要に応じて監査役および内部統制部門等と意見交換を行っております。

また、社外監査役を含む監査役、内部監査室および会計監査人は、それぞれの監査計画の策定および実施において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、相互連携をはかっております。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの意見や助言を通じ、経営全般に対して監督を行うとともに、必要に応じて内部統制部門等と意見交換を行います。

また、監査等委員である取締役、内部監査室および会計監査人は、それぞれの監査計画の策定および実施において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、相互連携をはかります。

(3) 【監査の状況】

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

① 監査役監査および監査等委員会監査の状況

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社の監査役は5名であり、常勤の監査役2名と社外監査役3名から構成されています。

常勤監査役真鍋雅信は、営業・管理両部門における幅広い勤務経験を有し、取締役経理部長、取締役大阪支店長を経て2018年から監査役を務めており、その豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般の監査を行い、監査役工藤慎二は、営業・管理両部門における幅広い勤務経験を有し、上級執行役員総務部長を経て、2019年6月から当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど、その豊富な知識と経験に基づき経営全般の監査を行いました。社外監査役志々目昌史は弁護士として、社外監査役吉田芳一は税理士として、専門的知見を有しており、社外監査役柏崎博久は金融機関等において重要な役職を歴任するなど、企業経営に関する高い見識を有しております。なお、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって真鍋雅信および工藤慎二は退任し、星正俊および森進が新たに監査役に就任しております。星正俊は管理部門における勤務経験を有し、上級執行役員経理部長を経て、2023年1月から管理部門管掌役員補佐経理部担当を務めており、また森進は営業部門における幅広い勤務経験を有し、上級執行役員大阪支店長を経て、2021年6月から当社グループ会社の代表取締役を務めるなど、両氏ともその豊富な知識と経験に基づき経営全般の実効性の高い監査が期待できるものと判断し、選任しております。星正俊は、財務および会計、吉田芳一は、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
監査役（常勤）	星 正俊	11回	11回
監査役（常勤）	森 進	11回	10回
社外監査役	志々目昌史	15回	15回
社外監査役	吉田 芳一	15回	15回
社外監査役	柏崎 博久	15回	15回
常勤監査役	真鍋 雅信	4回	4回
監査役	工藤 慎二	4回	4回

(注) 1. 2024年度に開催された監査役会は15回であり、監査役（常勤）星正俊および監査役（常勤）森進の各氏の就任以降開催された取締役会は11回となります。

2. 常勤監査役真鍋雅信および監査役工藤慎二の各氏が退任するまでに開催された監査役会は4回です。

監査役会における具体的な検討内容は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職の決定、監査の方針・重点監査項目の策定、業務・財産状況の調査方法、内部統制システムの整備・運用状況、サステナビリティへの対応状況、その他監査役職務の執行に関する事項等であります。また、会計監査人の選解任または不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っています。

常勤および非常勤の監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務および財産の状況を調査しました。内部統制システムについては、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と各四半期を含む年間を通じて協議を行いました。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役は5名（うち3名は社外取締役）で構成されることになります。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査報告の作成、常勤の監査等委員の選定および解職の決定、監査の方針・重点監査項目の策定、業務・財産状況の調査方法、内部統制システムの整備・運用状況、サステナビリティへの対応状況、その他監査等委員および監査役の職務の執行に関する事項等であります。また、会計監査人の選解任または不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査等委員会の決議による事項について検討を行います。

常勤および非常勤の監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査します。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務および財産の状況を調査します。内部統制システムについては、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明します。また、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えます。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、監査上の主要な検討事項（KAM）についても、会計監査人と各四半期を含む年間を通じて協議を行います。

② 内部監査の状況

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

a. 組織、人員および手続き

当社の内部監査は、取締役社長の直轄組織として業務ラインから独立した内部監査室が、内部監査規程および監査計画に基づき、当社および当社グループ会社に対して業務監査を実施しております。内部監査室長は、取締役社長に内部監査報告書を提出し、その写しを監査役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織等に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認する等、実効性の確保に努めております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価は、内部監査室が取締役社長の代行として行い、その評価結果を内部統制推進委員会および取締役会へ報告しております。内部監査室の2025年3月31日現在の人員は4名で構成されております。

b. 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

内部監査室は、監査役（社外監査役含む）と定期的（四半期毎）且つ、必要に応じて随時、内部監査結果の課題共有と情報交換を実施し、相互連携をはかっております。また、会計監査人と財務報告に係る内部統制の整備・評価について適宜情報共有を行い、相互連携をはかっております。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

a. 組織、人員および手続き

当社の内部監査は、取締役社長の直轄組織として業務ラインから独立した内部監査室が、内部監査規程および監査計画に基づき、当社および当社グループ会社に対して業務監査を実施しております。内部監査室長は、取締役社長に内部監査報告書を提出し、その写しを監査等委員である取締役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織等に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認する等、実効性の確保に努めております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価は、内部監査室が取締役社長の代行として行い、その評価結果を内部統制推進委員会および取締役会へ報告しております。内部監査室の2025年3月31日現在の人員は4名で構成されております。

b. 内部監査、監査等委員会監査および会計監査の相互連携

内部監査室は、監査等委員である取締役と定期的（四半期毎）且つ、必要に応じて随時、内部監査結果の課題共有と情報交換を実施し、相互連携をはかっております。また、会計監査人と財務報告に係る内部統制の整備・評価について適宜情報共有を行い、相互連携をはかっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

21年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：千葉達也、吉田剛

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会において、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に基づき、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の解任事由のいずれかに該当するかどうか、また、その職務の遂行に関する公正性や適正性が確保されているかどうか、より適切な監査体制の整備が必要であるかどうかといったことについて検討を行い、コーポレートガバナンス・コードの補充原則に従って実施した会計監査人の評価等の結果を踏まえ、株主総会に提出する「会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないこと」に関する議案の内容を決定します。これらの観点から、EY新日本有限責任監査法人が、当社の適正な監査を遂行する会計監査人であると判断し、会計監査人として再任しております。

f. 監査法人の評価

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、コーポレートガバナンス・コードの補充原則に従って実施し、品質管理、監査計画、監査チーム体制、監査報酬、コミュニケーション、不正への取組み等の項目からなり、総合評価において再任基準を満たしております。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

当社の監査等委員である取締役および監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、コーポレートガバナンス・コードの補充原則に従って実施し、品質管理、監査計画、監査チーム体制、監査報酬、コミュニケーション、不正への取組み等の項目からなり、総合評価において再任基準を満たしております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	—	48	3
連結子会社	—	—	—	—
計	46	—	48	3

（注）消費税等抜きの金額を表示しております。

当社における当連結会計年度の非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレターの作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の額の決定に関する方針については定めておりませんが、監査計画の内容や当社の規模、業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定いたしました。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、当連結会計年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前連結会計年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款一部変更の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社は同定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。以下（イ）には、2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の内容を記載していますが、監査等委員会設置会社に移行した場合に記載内容に変更が生じる項目については、（ロ）に記載しております。

(イ) 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の状況

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の決定方針（以下（4）（イ）において「決定方針」という。）は、取締役会の決議により定められております。決定方針の内容は、次のとおりです。

[取締役の報酬等の決定方針]

当社の取締役の報酬は、当社グループビジョンの実現、持続的な企業価値の向上を目指す適切なインセンティブとして機能すると同時に、各役員が担う役割、責任と成果を反映させた報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である株式報酬によって構成します。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定報酬のみとします。取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定します。当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下（イ）①において同じ。）を含む上級執行役員以上の執行役員の金銭報酬に年俸制を適用しており、年俸規程を取締役会で制定しています。各役員の年俸は役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定しています。また、株式報酬に関する取扱いについては、株式交付規程を取締役会において制定し、各取締役への交付はガバナンス委員会が定める役位別基礎金額に基づいて決定しています。

a. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

b. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（ア）等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（イ）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
- ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
- iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

c. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けてガバナンス委員会において決定するものとします。

d. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬については、等級別年俸基準額に90%を乗じた額を固定報酬、10%を乗じた額に支給係数を乗じた額を業績連動報酬とします。金銭報酬に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成につきましては、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員長を社外取締役とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

[監査役の報酬等の決定方針]

当社の監査役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査役への配分については、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」と承認されております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名です。また、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、新たに当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、かかる延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについて承認されております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役の員数は4名です。2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役報酬額を「年額50百万円以内」と承認されております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は5名です。

(ロ) 2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会後の状況

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の決定方針（以下（4）（ロ）において「決定方針」という。）は、取締役会の決議により定められております。決定方針の内容は、次のとおりです。

[取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針]

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社グループビジョンの実現、持続的な企業価値の向上を目指す適切なインセンティブとして機能すると同時に、各役員が担う役割、責任と成果を反映させた報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である株式報酬によって構成します。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定報酬のみとします。

取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会において決定します。

当社は、取締役（執行役員兼務を含み、監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下（ロ）①において同じ。）を含む上級執行役員以上の執行役員の金銭報酬に年俸制を適用しており、年俸規程を取締役会で制定しています。各役員の年俸は役位および在任期間等を考慮要素として指名・報酬委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定しています。

また、株式報酬に関する取扱いについては、株式交付規程を取締役会において制定し、各取締役への交付は指名・報酬委員会が定める役位別基礎金額に基づいて決定しています。

a. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

b. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（ア）等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（イ）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができるとしております。
- ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、指

名・報酬委員会において決定します。

- iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

c. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けて指名・報酬委員会において決定するものとします。

d. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬については、等級別年俸基準額に90%を乗じた額を固定報酬、10%を乗じた額に支給係数を乗じた額を業績連動報酬とします。金銭報酬に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、6月開催の指名・報酬委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催の指名・報酬委員会において額を決定し、その翌月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

指名・報酬委員会は、取締役会の委任を受け、上記の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成は、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員の過半数および委員長を社外取締役とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

[監査等委員である取締役の報酬等の決定方針]

当社の監査等委員である取締役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査等委員である取締役への配分については、監査等委員である取締役の協議により監査等委員会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2025年6月27日開催予定の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」を提案しております。当該議案が承認可決され、当該総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は「年額350百万円以内（使用人兼務役員の使用人分給与および非金銭報酬である株式報酬は含まない）」となります。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、新たに当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、かかる延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについて承認をいただき、2025年6月27日開催の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象に本制度を継続することになります。当該株主総会終結時点における対象である取締役の員数は3名です。

2025年6月27日開催の第178期定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役の報酬額は「年額150百万円以内」となります。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	107	87	9	9	3
監査役 (社外監査役を除く)	25	25	—	—	4
社外役員	33	33	—	—	6

(注) 1. 対象となる役員の員数および報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第177期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名分が含まれています。

2. 非金銭報酬は、当事業年度における株式報酬の引当金繰入額であります。

④ 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容およびその額の算定方法は上記(イ)①b.に記載のとおりであり、取締役はグループ全体の経営に責任を持つことから、当該業績指標を選定しております。当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。当事業年度における代表取締役および取締役の業績連動報酬に係る目標とする指標の数値は5,145百万円であり、かかる指標の実績値は、7,172百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率(特殊要素を加減後)は、107.20%でありました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち固定報酬については、取締役会の委任を受け、昨年5月開催のガバナンス委員会において、また、業績連動報酬についても、取締役会の委任を受け、本年5月開催のガバナンス委員会においてそれぞれ決定しております。株式報酬については、取締役会の委任を受け、株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記(イ)①f.に記載のとおりです。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

上記⑤に記載のとおり、金銭報酬の固定報酬および業績連動報酬については上記①の方針に基づいてガバナンス委員会において決定し、株式報酬についても、上記①の方針に基づいて株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記①の方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、投資株式のうち、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的の投資株式に区分し、また、それ以外の安定的な取引の維持・強化等、総合的に当社の企業価値の維持向上に必要と判断して保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、安定的な取引の維持・強化等、総合的に当社の企業価値の維持向上に必要と判断した株式を保有しております。保有する上場株式については、年1回、取締役会において、個別銘柄毎に、定性的かつ定量的な側面から、保有目的、配当利回り、その他保有に伴う便益・リスク等を総合的に勘案し、保有の適否を検証し、その結果等を踏まえ、売却の可能性も検討いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	40	3,554
非上場株式以外の株式	37	15,936

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	3	20	取引先持株会を通じた株式の取得

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が増加した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	1,654

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が増加した銘柄を含めておりません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フジテック(株)	564,700	564,700	物流関係の取引およびオフィスビル等に係る設備関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	3,335	2,141		
(株)みずほフィナンシャルグループ	431,532	530,313	グループ金融機関との資金調達等の金融取引および不動産事業における主要顧客としての取引等を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	1,748	1,615		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
清水建設(株)	1,000,683	1,000,683	オフィスビルおよび物流施設等の建設・改修等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	1,324	1,001		
(株)大気社	274,500	274,500	建物設備関係および物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	1,255	1,275		
日本ゼオン(株)	675,000	675,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	1,009	891		
(株)富士通ゼネラル	250,000	250,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	692	471		
三井住友トラストグループ(株)（注）2	170,008	170,008	グループ金融機関との資金調達等の金融取引および証券代行業務等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	632	562		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	287,000	287,000	グループ金融機関との資金調達等の金融取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	577	446		
日本たばこ産業(株)	140,000	140,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	575	567		
関東電化工業(株)	598,000	598,000	同社との安定的な取引の維持・強化等を総合的に判断し保有しています。	有
	519	602		
(株)A D E K A	165,654	159,642	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。 なお、事業環境のより一層の強化のため、取引先持株会を通じての株式取得により株数が増加しています。	有
	445	514		
(株)I H I	40,000	40,000	グループ会社との物流関係の取引および設備関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	412	163		
乾汽船(株)	300,000	300,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	404	311		
(株)安藤・間	270,300	270,300	物流施設の建設・改修等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	369	320		
古河電気工業(株)	66,476	66,476	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社グループとの安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	327	215		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
セイノーホールディングス(株)	140,000	140,000	物流事業を中心とした相互の業務の発展を促進することを目的に、戦略的な業務提携を行なっている。物流関係の取引を通じ、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	322	296		
東京海上ホールディングス(株)	43,065	179,715	グループ保険会社と当社グループの保険関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な関係の維持・強化を図るため保有しています。	有
	247	845		
飯野海運(株)	241,000	241,000	物流事業における同社との安定的な取引関係の維持・強化を図るため保有しています。	無
	240	295		
新電元工業(株)	95,400	95,400	同社との安定的な取引の維持・強化等を総合的に判断し保有しています。	有
	193	290		
川崎汽船(株)（注） 3	94,500	31,500	グループ会社との物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	191	191		
リンナイ(株)	48,321	48,321	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	166	168		
豊田通商(株)（注） 4	58,500	19,500	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	145	200		
サントリー食品インターナショナル(株)	28,100	28,100	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	139	141		
古河機械金属(株)	60,193	60,193	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社グループとの安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	125	109		
三ツ星ベルト(株)	30,250	30,250	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な関係の維持・強化を図るため保有しています。	無
	112	141		
(株)りそなホールディングス	87,000	87,000	グループ金融機関と資金調達等の金融取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	111	82		
鹿島建設(株)	33,827	33,827	物流施設の建設・改修等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	103	105		
古河電池(株)	45,000	45,000	設備関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	62	46		
(株)シーイーシー	20,000	20,000	社内システムのデータ処理等の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・管理を図るため保有しています。	無
	46	31		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱池田泉州ホールディングス	64,010	64,010	グループ金融機関と資金調達等の金融取引等を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	27	25		
㈱UACJ	4,892	4,544	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。なお、事業環境のより一層の強化のため、取引先持株会を通じての株式取得により株数が増加しています。	無
	23	20		
丸一鋼管㈱	7,000	7,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	23	28		
第一生命ホールディングス㈱	2,000	2,000	グループ生命保険会社と従業員に係る保険関係取引および資金調達等の金融取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	有
	9	7		
㈱三栄コーポレーション（注）5	9,280	2,158	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。なお、事業環境のより一層の強化のため、取引先持株会を通じての株式取得により株数が増加しています。	無
	8	5		
㈱帝国ホテル	4,000	4,000	グループ会社において、備品・設備の納入・改修関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	3	3		
前澤化成工業㈱	1,000	1,000	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	1	1		
シャープ㈱	896	896	物流関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しています。	無
	0	0		
富士電機㈱	—	58,600	グループ会社との物流関係の取引およびオフィスビル等の設備関係の取引を行っており、事業上の関係を勘案し、同社との安定的な取引の維持・強化を図るため保有しておりましたが、当事業年度において全株式を売却しました。	無
	—	600		

- （注） 1. 当社は、上記の特定投資株式について定量的な保有効果の記載が困難なため記載しておりません。なお、保有の合理性については、個別銘柄毎に保有目的、配当利回り、その他保有に伴う便益・リスク等を検証し、取締役会において報告しており、それぞれについて保有する効果があると判断しております。
- また、当社の株式の保有の有無の欄については、当該銘柄の主要な子会社を含めて確認しております。
2. 三井住友トラスト・ホールディングス㈱は、2024年10月1日付で三井住友トラストグループ㈱に商号変更しております。
3. 川崎汽船㈱は、2024年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の株式数は分割後の株式数を記載しております。
4. 豊田通商㈱は、2024年7月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の株式数は分割後の株式数を記載しております。
5. ㈱三栄コーポレーションは、2024年10月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の株式数は分割後の株式数を記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、セミナーの参加等により情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,477	11,832
受取手形及び取引先未収金	※7, ※8 13,330	※8 13,854
立替金	1,798	1,793
その他	850	1,408
貸倒引当金	△3	△4
流動資産合計	28,453	28,884
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 28,138	※3 32,085
機械装置及び運搬具（純額）	1,287	1,875
土地	※3 22,963	※3 22,963
リース資産（純額）	175	301
建設仮勘定	3,244	—
その他（純額）	252	258
有形固定資産合計	※1 56,061	※1 57,484
無形固定資産		
借地権	518	516
ソフトウェア	351	342
ソフトウェア仮勘定	32	288
その他	54	52
無形固定資産合計	956	1,199
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 25,384	※2 27,822
長期貸付金	150	150
差入保証金	1,522	1,553
繰延税金資産	75	127
その他	186	207
貸倒引当金	△31	△31
投資その他の資産合計	27,289	29,830
固定資産合計	84,307	88,514
繰延資産		
社債発行費	11	47
繰延資産合計	11	47
資産合計	112,772	117,446

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	5,769	5,972
短期借入金	※3 2,232	※3 1,741
1年内償還予定の社債	28	28
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,590	※3 2,803
リース債務	62	93
未払法人税等	834	1,499
預り金	144	127
賞与引当金	772	814
その他	4,394	3,155
流動負債合計	16,828	16,235
固定負債		
社債	3,074	8,046
長期借入金	※3 19,298	※3 17,395
リース債務	125	225
長期預り金	5,857	5,327
繰延税金負債	2,643	3,283
退職給付に係る負債	2,275	1,551
その他	43	52
固定負債合計	33,316	35,881
負債合計	50,145	52,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,847	7,847
資本剰余金	6,446	6,449
利益剰余金	39,207	42,407
自己株式	△131	△2,493
株主資本合計	53,369	54,211
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,782	8,591
為替換算調整勘定	559	1,094
退職給付に係る調整累計額	25	477
その他の包括利益累計額合計	8,366	10,164
非支配株主持分	890	953
純資産合計	62,627	65,328
負債純資産合計	112,772	117,446

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
倉庫保管料	8,969	9,672
倉庫荷役料	7,190	7,877
荷捌料	14,550	14,795
陸上運送料	31,952	34,713
物流施設賃貸料	2,461	2,612
不動産賃貸料	5,762	5,941
その他	2,529	3,007
営業収益合計	※1 73,417	※1 78,620
営業原価		
作業費	45,850	49,446
賃借料	4,270	4,732
人件費	4,286	4,141
減価償却費	2,640	2,695
その他	8,111	8,753
営業原価合計	65,159	69,769
営業総利益	8,257	8,850
販売費及び一般管理費		
賃借料	86	85
減価償却費	145	152
役員報酬	270	267
給料及び賞与	1,482	1,450
賞与引当金繰入額	282	329
退職給付費用	99	86
福利厚生費	451	455
支払手数料	356	424
その他	811	929
販売費及び一般管理費合計	3,986	4,182
営業利益	4,271	4,668
営業外収益		
受取利息	106	149
受取配当金	579	691
持分法による投資利益	200	128
その他	176	192
営業外収益合計	1,062	1,161
営業外費用		
支払利息	126	131
寄付金	50	50
その他	64	64
営業外費用合計	241	246
経常利益	5,091	5,583

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 191	—
投資有価証券売却益	159	1,500
特別利益合計	350	1,500
特別損失		
固定資産処分損	※3 32	—
特別損失合計	32	—
税金等調整前当期純利益	5,409	7,083
法人税、住民税及び事業税	1,580	2,225
法人税等調整額	35	△123
法人税等合計	1,616	2,102
当期純利益	3,793	4,981
非支配株主に帰属する当期純利益	64	72
親会社株主に帰属する当期純利益	3,728	4,908

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	3,793	4,981
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,032	819
為替換算調整勘定	209	433
退職給付に係る調整額	21	452
持分法適用会社に対する持分相当額	69	86
その他の包括利益合計	※ 2,332	※ 1,791
包括利益	6,126	6,772
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,027	6,706
非支配株主に係る包括利益	99	66

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,847	6,444	36,847	△134	51,004
当期変動額					
剰余金の配当			△1,368		△1,368
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,728		3,728
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株式給付信託による自己株 式の取得					—
株式給付信託に対する自己 株式の処分					—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	2,360	3	2,365
当期末残高	7,847	6,446	39,207	△131	53,369

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,784	280	3	6,068	799	57,872
当期変動額						
剰余金の配当						△1,368
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,728
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						3
株式給付信託による自己株 式の取得						—
株式給付信託に対する自己 株式の処分						—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,997	279	21	2,298	90	2,388
当期変動額合計	1,997	279	21	2,298	90	4,754
当期末残高	7,782	559	25	8,366	890	62,627

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,847	6,446	39,207	△131	53,369
当期変動額					
剰余金の配当			△1,708		△1,708
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,908		4,908
自己株式の取得				△2,358	△2,358
自己株式の処分					—
株式給付信託による自己株 式の取得				△95	△95
株式給付信託に対する自己 株式の処分		2		92	95
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	3,200	△2,361	841
当期末残高	7,847	6,449	42,407	△2,493	54,211

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,782	559	25	8,366	890	62,627
当期変動額						
剰余金の配当						△1,708
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,908
自己株式の取得						△2,358
自己株式の処分						—
株式給付信託による自己株 式の取得						△95
株式給付信託に対する自己 株式の処分						95
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	809	535	452	1,797	62	1,860
当期変動額合計	809	535	452	1,797	62	2,701
当期末残高	8,591	1,094	477	10,164	953	65,328

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,409	7,083
減価償却費	2,786	2,848
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△90	△59
受取利息及び受取配当金	△685	△840
支払利息	126	131
持分法による投資損益 (△は益)	△200	△128
投資有価証券売却損益 (△は益)	△159	△1,500
投資有価証券評価損益 (△は益)	0	—
固定資産売却損益 (△は益)	△204	2
固定資産除却損	3	2
売上債権の増減額 (△は増加)	△147	△484
仕入債務の増減額 (△は減少)	△67	175
その他	△25	△80
小計	6,741	7,150
利息及び配当金の受取額	801	916
利息の支払額	△130	△129
法人税等の支払額	△1,584	△1,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,829	6,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,285	△3,499
定期預金の払戻による収入	3,463	3,454
有形固定資産の取得による支出	△6,509	△6,138
有形固定資産の売却による収入	286	23
無形固定資産の取得による支出	△134	△374
投資有価証券の取得による支出	△1,108	△1,136
投資有価証券の売却及び償還による収入	217	1,656
長期貸付金の回収による収入	129	0
その他	△0	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,941	△6,013
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△183	△490
長期借入れによる収入	600	900
長期借入金の返済による支出	△3,559	△2,590
社債の発行による収入	—	4,961
社債の償還による支出	△7,028	△28
自己株式の取得による支出	△0	△2,358
配当金の支払額	△1,367	△1,707
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
リース債務の返済による支出	△138	△92
その他	△3	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,685	△1,410
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	47
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,777	△1,026
現金及び現金同等物の期首残高	22,324	9,547
現金及び現金同等物の期末残高	※ 9,547	※ 8,521

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の名称等

澁澤陸運(株)、大宮通運(株)、日正運輸(株)、北海澁澤物流(株)、平和みらい(株)、澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.、澁澤ファシリティーズ(株)および澁澤物流(上海)有限公司の9社を連結しております。

(ロ) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

九州澁澤物流(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社(九州澁澤物流(株)他)はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社および関連会社の名称等

- ・ 持分法適用の非連結子会社および関連会社の数……2社
- ・ 会社の名称……Vinafco Joint Stock Corporationおよび(株)データ・キーピング・サービス

(ロ) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社

持分法を適用していない非連結子会社(九州澁澤物流(株)他)および関連会社(門司港運(株)他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(ハ) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.および澁澤物流(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、12月31日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しておりますが、在外の連結子会社では定額法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降の取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～65年
機械装置及び運搬具	2～18年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

(ニ) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(ホ) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(ヘ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 物流事業

・倉庫業務

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管・入出庫業務および流通加工業務を行うことであり、保管業務は寄託貨物の保管の開始以降保管期日到来時に、その他の業務は役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・港湾運送業務

主な履行業務は沿岸荷役・船内荷役を行うことであり、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・陸上運送業務

主な履行義務は国内における貨物自動車運送および引越等のサービスを行うことであり、貨物の積込または運送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・国際輸送業務

主な履行義務は国際間の貨物運送の取扱を行うことであり、船舶または航空機への貨物の積載以降その輸送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、物流施設賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

② 不動産事業

主として不動産賃貸業務と付随した管理業務を行っております。不動産賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。管理業務の主な履行義務は賃貸施設に係る維持管理等のサービスを提供することであり、当該業務の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ト) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(チ) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

③ ヘッジ方針

将来の金利変動リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(リ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヵ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失(営業外費用)	—	4
有形固定資産及び無形固定資産	57,018	58,684

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としての資産又は資産グループを、物流事業においては各営業所単位、不動産事業においては各物件単位、連結子会社においてはそれぞれ各会社単位としております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの資産グループ及び市場価格が著しく下落した資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否の判定を行います。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。

・主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された予算と過去の実績及び企業物流動向を考慮し、資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数期間で見積っており、将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は営業収益の予測に用いる成長率です。

・翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

営業収益の予測は、将来の経済環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の財務諸表において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(追加情報)

(株式交付信託の導入)

当社は、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役を除く、以下も同様です。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位に応じて各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任後の日であります。

(2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末において106百万円、50,500株、当連結会計年度末において106百万円、50,500株であります。

(株式給付信託(J-ESOP)の導入)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の役位以上の当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みであります。当社は、従業員に対し役位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本制度の導入に伴い、2025年3月19日に第三者割当による自己株式30,000株の処分をいたしました。信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において95百万円、30,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	66,325百万円	68,522百万円

※ 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	5,976百万円	6,108百万円

※ 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	538百万円	4,932百万円
土地	1,403	1,403
計	1,941	6,335

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	290百万円	340百万円
1年内返済予定の長期借入金	350	287
長期借入金	2,528	3,141
計	3,169	3,768

4 保証債務

下記会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
ヤマコー・テクノ流通株式会社	30百万円	ヤマコー・テクノ流通株式会社 15百万円

5 当社および連結子会社5社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を取引銀行10行と締結しております。貸出コミットメントライン契約については、前連結会計年度末では取引銀行7行と締結しておりましたが、2024年11月に契約期間が満了したため解消しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	12,170百万円	11,170百万円
借入実行残高	2,187	1,704
差引額	9,982	9,465

6 財務制限条項

当社は、都市銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケーション方式の金銭消費貸借契約を都市銀行及び地方銀行等金融機関と2件締結しております。

契約締結日	弁済期限	期末の残高	特約の内容
2019年10月10日	① 2026年10月15日 ② 2029年10月15日	① 3,000百万円 ② 4,000百万円	財務制限条項に抵触し、多数貸付人の請求があった場合、期限の利益を喪失します。 (注) 1
2021年3月10日	2026年6月30日	5,000百万円	財務制限条項に抵触し、多数貸付人の請求があった場合、期限の利益を喪失します。 (注) 2

- (注) 1. 2020年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2019年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
2. 2021年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
2021年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

※7 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	15百万円	一百万円

※8 受取手形及び取引先未収金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	1,521百万円	1,123百万円
取引先未収金	11,809	12,730
計	13,330	13,854

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

土地等の売却によるものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※3 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

建物等の解体撤去費用によるものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※ (連結包括利益計算書関係)
その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,092百万円	2,824百万円
組替調整額	△159	△1,500
法人税等及び税効果調整前	2,933	1,324
法人税等及び税効果額	△900	△505
その他有価証券評価差額金	2,032	819
為替換算調整勘定：		
当期発生額	209	433
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	31	664
組替調整額	△0	△5
法人税等及び税効果調整前	31	659
法人税等及び税効果額	△9	△206
退職給付に係る調整額	21	452
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	69	86
その他の包括利益合計	2,332	1,791

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	15,217	—	—	15,217
合計	15,217	—	—	15,217
自己株式				
普通株式(注)	65	0	1	63
合計	65	0	1	63

(注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式の普通株式の株式数には、「株式交付信託」が保有する当社株式がそれぞれ、52千株、50千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、「株式交付信託」による交付1千株および売却0千株による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	684	45.0	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	684	45.0	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 1. 2023年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2023年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	836	利益剰余金	55.0	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	15,217	—	—	15,217
合計	15,217	—	—	15,217
自己株式				
普通株式（注）	63	790	30	823
合計	63	790	30	823

- （注） 1. 当連結会計年度期首の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」が保有する当社株式50千株が含まれております。また、当連結会計年度末の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」及び「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式80千株が含まれております。
2. 自己株式の普通株式数の増加790千株は、自己株式の取得による増加760千株、「株式給付信託（J-ESOP）」による当社株式の取得30千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 自己株式の普通株式数の減少30千株は、「株式給付信託（J-ESOP）」に対する自己株式の処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決 議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)（注）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	836	55.0	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	872	60.0	2024年9月30日	2024年12月2日

- （注） 1. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決 議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)（注）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	1,157	利益剰余金	80.0	2025年3月31日	2025年6月2日

- （注） 配当金の総額には、「株式交付信託」及び「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	12,477百万円	11,832百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等	△2,929	△3,311
現金及び現金同等物	9,547	8,521

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

物流事業における荷役設備等(機械装置及び運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	2,376	2,547
1年超	9,446	10,472
合計	11,822	13,019

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以降のリース取引については該当事項はありません。

なお、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

(単位: 百万円)

	前連結会計年度(2024年3月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
建物及び構築物	2,603	1,569	1,033
その他	44	44	0
合計	2,647	1,614	1,033

(単位: 百万円)

	当連結会計年度(2025年3月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
建物及び構築物	2,612	1,625	987
その他	44	44	0
合計	2,656	1,669	987

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	99	109
1年超	689	579
合計	789	689

(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取リース料	192	192
減価償却費	56	55
受取利息相当額	101	92

(4) 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	264	262
1年超	768	624
合計	1,033	886

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び取引先未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、未収債権管理要領を定めており、これに基づいてリスク管理部および各事業部門が、取引相手ごとに期日及び残高を管理して、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、当社の未収債権管理要領に準じた同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。主に上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、日々の時価を把握し、明細表を作成して管理しており、代表取締役 に報告されています。定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、省略しております。

長期預り金は、主に当社が所有する賃貸ビルのテナントから受け入れた保証金等であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、各社が適時に資金計画表を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券 其他有価証券	15,847	15,847	—
資産計	15,847	15,847	—
(1) 社債（1年内償還予定の社債を 含む）	3,102	3,041	△60
(2) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	21,889	21,541	△347
(3) 長期預り金	5,857	5,787	△69
負債計	30,848	30,370	△477
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券 其他有価証券	17,053	17,053	—
資産計	17,053	17,053	—
(1) 社債（1年内償還予定の社債を 含む）	8,074	7,987	△86
(2) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	20,198	19,524	△674
(3) 長期預り金	5,327	4,944	△383
負債計	33,599	32,455	△1,143
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び取引先未収金、立替金、支払手形及び営業未払金、短期借入金、預り金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等および組合出資金は、「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	3,559	3,559
非連結子会社株式及び関連会社株式	5,976	6,108
組合出資金	—	1,100

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
預金	12,422	—	—	—
受取手形及び取引先未収金	13,330	—	—	—
合計	25,753	—	—	—

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
預金	11,780	—	—	—
受取手形及び取引先未収金	13,854	—	—	—
合計	25,634	—	—	—

(注) 2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
社債	28	28	28	18	3,000	—
長期借入金	2,590	2,803	9,081	1,355	530	5,526
合計	2,618	2,831	9,109	1,373	3,530	5,526

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
社債	28	28	18	3,000	5,000	—
長期借入金	2,803	9,081	1,382	583	4,258	2,088
合計	2,831	9,109	1,400	3,583	9,258	2,088

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 投資有価証券				
その他有価証券	15,847	—	—	15,847
資産計	15,847	—	—	15,847

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 投資有価証券				
その他有価証券	17,053	—	—	17,053
資産計	17,053	—	—	17,053

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
② 社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	3,041	—	3,041
③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	21,541	—	21,541
④ 長期預り金	—	5,787	—	5,787
⑤ デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	30,370	—	30,370

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
② 社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	7,987	—	7,987
③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	19,524	—	19,524
④ 長期預り金	—	4,944	—	4,944
⑤ デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	32,455	—	32,455

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券 その他有価証券

その他有価証券は上場株式であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることからレベル1に分類しております。

② 社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が公表する売買参考価格によっており、レベル2に分類しております。

③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2に分類しております。

(※)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記⑤参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額であります。

④ 長期預り金

長期預り金のうち主要なものは、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

⑤ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記③参照）。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	15,840	4,453	11,386
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	15,840	4,453	11,386
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	7	8	△1
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	7	8	△1
合計		15,847	4,462	11,385

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 3,559百万円) については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	17,046	4,334	12,712
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	17,046	4,334	12,712
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6	8	△2
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	6	8	△2
合計		17,053	4,342	12,710

(注) 非上場株式・その他 (連結貸借対照表計上額 3,559百万円) および組合出資金 (連結貸借対照表計上額 1,100百万円) については、市場価格のないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	217	159	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	217	159	—

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1,656	1,500	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,656	1,500	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

有価証券について0百万円（その他有価証券の株式0百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	600	600	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	500	500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給します。

退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

連結子会社が有する確定給付企業年金制度（2社）及び退職一時金制度（6社）は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,500百万円	3,408百万円
勤務費用	212	208
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	△26	△699
退職給付の支払額	△279	△259
退職給付債務の期末残高	3,408	2,660

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	1,512百万円	1,553百万円
期待運用収益	6	31
数理計算上の差異の発生額	4	△34
事業主からの拠出額	138	68
退職給付の支払額	△108	△88
年金資産の期末残高	1,553	1,529

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,527百万円	1,170百万円
年金資産	△1,553	1,529
	△26	△359
非積立型制度の退職給付債務	1,881	1,489
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,854	1,130
退職給付に係る負債	1,854	1,130
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,854	1,130

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	212百万円	208百万円
利息費用	1	1
期待運用収益	△6	△31
数理計算上の差異の費用処理額	△0	△5
確定給付制度に係る退職給付費用	207	173

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	31百万円	659百万円
合 計	31	659

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△36百万円	△695百万円
合 計	△36	△695

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
一般勘定	26.5%	26.7%
債券	23.7	24.5
株式	39.7	36.4
その他	10.1	12.4
合 計	100.0	100.0

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率		
確定給付企業年金制度	0.08%	1.50%
退職金（年金制度未移行分）	0.02%	1.31%
長期期待運用収益率	0.40%	2.00%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	407百万円	410百万円
退職給付費用	65	71
退職給付の支払額	△35	△53
制度への拠出額	△27	△25
退職給付に係る負債の期末残高	410	403

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	321百万円	321百万円
年金資産	△242	△252
	79	69
非積立型制度の退職給付債務	330	333
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410	403
退職給付に係る負債	420	420
退職給付に係る資産	△10	△17
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	410	403

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度65百万円 当連結会計年度71百万円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度39百万円、当連結会計年度39百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税・事業所税	74百万円	112百万円
賞与引当金	240	256
未払社会保険料	40	43
貸倒引当金	10	10
退職給付に係る負債	713	505
投資有価証券評価損	140	143
減価償却費	203	197
減損損失	527	539
繰越欠損金	131	133
連結会社間の未実現損益	285	298
資本連結に伴う固定資産評価差額	102	102
その他	212	247
繰延税金資産小計	2,681	2,590
評価性引当額	△1,178	△1,153
繰延税金資産合計	1,502	1,436
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,398	△3,903
圧縮記帳積立金	△385	△396
資本連結に伴う固定資産評価差額	△241	△237
その他	△45	△55
繰延税金負債合計	△4,070	△4,593
繰延税金資産（△は負債）の純額	△2,567	△3,156

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は110百万円減少し、退職給付に係る調整累計額が4百万円、法人税等調整額が4百万円、その他有価証券評価差額金が110百万円それぞれ減少しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,620百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）、その他損益は4百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
21,050	3,227	24,277	87,094

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は千葉県船橋市の物流施設用地の取得（3,846百万円）によるものであり、主な減少額は減価償却費（922百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したもののについては、時価の変動が軽微と考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,868百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）、その他損益は0百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
24,277	△615	23,661	84,979

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用オフィスビル設備の維持更新によるものであり、主な減少額は減価償却費（815百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したもののについては、時価の変動が軽微と考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	物流事業	不動産事業	
営業収益			
顧客との契約から生じる収益	65,193	729	65,922
その他の収益（注）	2,461	5,033	7,494
外部顧客への営業収益	67,655	5,762	73,417

（注）営業収益のその他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	物流事業	不動産事業	
営業収益			
顧客との契約から生じる収益	70,065	946	71,012
その他の収益（注）	2,612	4,995	7,607
外部顧客への営業収益	72,678	5,941	78,620

（注）営業収益のその他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (へ) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、履行義務が一時点で充足される場合の取引の対価は、役務提供完了後、概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社及び当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、役務の提供方法から「物流事業」及び「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

「物流事業」は、倉庫保管・荷役、港湾運送、陸上運送、国際輸送及び物流施設賃貸等の業務を行っており、「不動産事業」は、オフィスビル等の賃貸及び不動産管理等の業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は資産、その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

セグメント間の内部営業収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業			
営業収益					
外部顧客への営業収益	67,655	5,762	73,417	—	73,417
セグメント間の内部営業収益又は振替高	10	239	250	△250	—
計	67,665	6,002	73,667	△250	73,417
セグメント利益	3,275	2,996	6,271	△2,000	4,271
セグメント資産	71,965	17,349	89,314	23,458	112,772
その他の項目					
減価償却費	2,059	617	2,677	109	2,786
持分法適用会社への投資額	5,293	—	5,293	—	5,293
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,347	102	8,449	94	8,543

(注) 1. (1)セグメント利益の調整額△2,000百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額23,458百万円は、セグメント間消去△723百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産24,181百万円が含まれております。全社資産の主なものは親会社での運用資金、投資その他の資産及び管理部門に係る資産等であります。

(3)その他の項目の減価償却費の調整額109百万円は、全社資産の償却費であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額94百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	不動産事業			
営業収益					
外部顧客への営業収益	72,678	5,941	78,620	—	78,620
セグメント間の内部営業収 益又は振替高	7	461	468	△468	—
計	72,685	6,403	79,089	△468	78,620
セグメント利益	3,884	3,350	7,234	△2,566	4,668
セグメント資産	74,872	18,281	93,153	24,292	117,446
その他の項目					
減価償却費	2,180	551	2,731	117	2,848
持分法適用会社への投資額	5,425	—	5,425	—	5,425
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,251	227	4,478	323	4,801

(注) 1. (1)セグメント利益の調整額△2,566百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額24,292百万円は、セグメント間消去△973百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産25,265百万円が含まれております。全社資産の主なものは親会社での運用資金、投資その他の資産及び管理部門に係る資産等であります。

(3)その他の項目の減価償却費の調整額117百万円は、全社資産の償却費であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額323百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
サントリーロジスティクス㈱	7,923	物流事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

物流事業において、4百万円（営業外費用）を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	4,074.00円	4,472.42円
1株当たり当期純利益	246.07円	337.22円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、取締役(社外取締役を除く)に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」及び一定の要件を満たした従業員に対し、「株式給付信託(J-ESOP)」の制度を導入しております。1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております(前連結会計年度50千株、当連結会計年度80千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております(前連結会計年度51千株、当連結会計年度52千株)。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	62,627	65,328
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	890	953
(うち非支配株主持分(百万円))	(890)	(953)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	61,736	64,375
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	15,153	14,393

(注) 4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,728	4,908
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,728	4,908
期中平均株式数(千株)	15,153	14,556

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
澁澤倉庫(株)	第9回無担保社債	2018年 6月14日	3,000 (-)	3,000 (-)	年0.450	なし	2028年 6月14日
澁澤倉庫(株)	第10回無担保社債	2025年 3月12日	-	5,000	年1.538	なし	2030年 3月12日
平和みらい(株)	第1回無担保社債	2020年 8月25日	102 (28)	74 (28)	年0.210	なし	2027年 8月25日
合計	-	-	3,102 (28)	8,074 (28)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
28	28	18	3,000	5,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,232	1,741	1.19	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,590	2,803	0.68	-
1年以内に返済予定のリース債務	62	93	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	19,298	17,395	0.27	2026年～2044年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	125	225	-	2026年～2031年
合計	24,310	22,259	-	-

(注) 1. 平均利率は、当期末現在の利率及び残高に対する加重平均利率により算定しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	9,081	1,382	583	4,258
リース債務	76	58	64	18

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業収益（百万円）	39,589	78,620
税金等調整前中間（当期）純利益 （百万円）	3,887	7,083
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 （百万円）	2,645	4,908
1株当たり中間（当期）純利益（円）	180.20	337.22

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,067	5,226
受取手形	※5 1,491	1,057
取引先未収金	10,067	11,124
貯蔵品	12	13
立替金	1,771	1,761
前払費用	332	358
その他	185	676
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	※2 19,927	※2 20,218
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 25,917	※1 29,835
構築物	556	740
機械及び装置	246	911
車両運搬具	18	14
工具、器具及び備品	232	240
土地	※1 19,731	※1 19,731
リース資産	60	65
建設仮勘定	3,244	—
有形固定資産合計	50,009	51,539
無形固定資産		
借地権	518	516
施設利用権	38	38
ソフトウェア	321	315
ソフトウェア仮勘定	32	288
無形固定資産合計	910	1,158
投資その他の資産		
投資有価証券	18,294	20,591
関係会社株式	5,849	5,849
出資金	0	0
関係会社出資金	117	117
長期貸付金	777	787
差入保証金	1,354	1,383
長期前払費用	6	3
その他	81	93
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	26,458	28,803
固定資産合計	※2 77,378	※2 81,501
繰延資産		
社債発行費	11	47
繰延資産合計	11	47
資産合計	97,317	101,766

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	5,004	4,983
短期借入金	2,450	2,505
リース債務	20	20
未払金	822	300
未払費用	204	321
未払法人税等	775	1,344
前受金	862	827
預り金	57	62
賞与引当金	562	609
その他	1,778	1,135
流動負債合計	※2 12,540	※2 12,111
固定負債		
社債	3,000	8,000
長期借入金	※1 17,350	※1 16,244
リース債務	45	52
長期預り金	5,781	5,253
退職給付引当金	1,891	1,826
繰延税金負債	2,449	2,897
その他	16	30
固定負債合計	※2 30,534	※2 34,304
負債合計	43,074	46,415
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,847	7,847
資本剰余金		
資本準備金	5,660	5,660
その他資本剰余金	—	2
資本剰余金合計	5,660	5,663
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	872	861
別途積立金	10,000	10,000
繰越利益剰余金	22,492	25,141
利益剰余金合計	33,365	36,002
自己株式	△131	△2,493
株主資本合計	46,741	47,019
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,500	8,331
評価・換算差額等合計	7,500	8,331
純資産合計	54,242	55,351
負債純資産合計	97,317	101,766

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益		
倉庫保管料	8,087	8,833
倉庫荷役料	6,868	7,541
荷捌料	11,359	11,726
陸上運送料	24,634	27,519
物流施設賃貸料	2,136	2,275
不動産賃貸料	5,374	5,407
その他	1,827	2,329
営業収益合計	※1 60,287	※1 65,633
営業原価		
作業費	38,508	42,045
賃借料	3,312	3,763
人件費	2,546	2,702
減価償却費	1,929	2,065
その他	7,073	7,601
営業原価合計	※1 53,370	※1 58,177
営業総利益	6,917	7,456
販売費及び一般管理費	※1, ※2 3,228	※1, ※2 3,465
営業利益	3,689	3,990
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,041	829
その他	93	140
営業外収益合計	※1 1,135	※1 970
営業外費用		
支払利息	80	89
寄付金	50	50
その他	55	58
営業外費用合計	※1 186	※1 198
経常利益	4,637	4,762
特別利益		
固定資産売却益	191	—
投資有価証券売却益	159	1,500
特別利益合計	350	1,500
特別損失		
固定資産処分損	32	—
特別損失合計	32	—
税引前当期純利益	4,955	6,262
法人税、住民税及び事業税	1,380	1,970
法人税等調整額	18	△53
法人税等合計	1,398	1,916
当期純利益	3,557	4,345

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,847	5,660	—	5,660	872	10,000	20,303	31,176
当期変動額								
剰余金の配当				—			△1,368	△1,368
圧縮記帳積立金の取崩				—				—
当期純利益				—			3,557	3,557
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分				—				—
株式給付信託による自己株式の取得				—				—
株式給付信託に対する自己株式の処分				—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,189	2,189
当期末残高	7,847	5,660	—	5,660	872	10,000	22,492	33,365

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△134	44,549	5,662	50,211
当期変動額				
剰余金の配当		△1,368		△1,368
圧縮記帳積立金の取崩		—		—
当期純利益		3,557		3,557
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	3	3		3
株式給付信託による自己株式の取得		—		—
株式給付信託に対する自己株式の処分		—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,838	1,838
当期変動額合計	3	2,192	1,838	4,031
当期末残高	△131	46,741	7,500	54,242

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7, 847	5, 660	—	5, 660	872	10, 000	22, 492	33, 365
当期変動額								
剰余金の配当				—			△1, 708	△1, 708
圧縮記帳積立金の取崩				—	△11		11	—
当期純利益				—			4, 345	4, 345
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分				—				—
株式給付信託による自己株式の取得				—				—
株式給付信託に対する自己株式の処分			2	2				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	2	2	△11	—	2, 648	2, 636
当期末残高	7, 847	5, 660	2	5, 663	861	10, 000	25, 141	36, 002

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△131	46,741	7,500	54,242
当期変動額				
剰余金の配当		△1,708		△1,708
圧縮記帳積立金の取崩		—		—
当期純利益		4,345		4,345
自己株式の取得	△2,358	△2,358		△2,358
自己株式の処分		—		—
株式給付信託による自己株式の取得	△95	△95		△95
株式給付信託に対する自己株式の処分	92	95		95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			830	830
当期変動額合計	△2,361	277	830	1,108
当期末残高	△2,493	47,019	8,331	55,351

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降の取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～65年

構築物 10年～50年

機械装置 7年～12年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分額をそれぞれの発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①物流事業

・倉庫業務

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管・入出庫業務および流通加工業務を行うことであり、保管業務は寄託貨物の保管の開始以降保管期日到来時に、その他の業務は役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・港湾運送業務

主な履行業務は沿岸荷役・船内荷役を行うことであり、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・陸上運送業務

主な履行義務は国内における貨物自動車運送および引越等のサービスを行うことであり、貨物の積込まれた運送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

・国際輸送業務

主な履行義務は国際間の貨物運送の取扱を行うことであり、船舶または航空機への貨物の積載以降その輸送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、物流施設賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

②不動産事業

主として不動産賃貸業務と付随した管理業務を行っております。不動産賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。管理業務の主な履行義務は賃貸施設に係る維持管理等のサービスを提供することであり、当該業務の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

長期借入金

(ハ) ヘッジ方針

将来の金利変動リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失（営業外費用）	—	4
有形固定資産及び無形固定資産	50,919	52,697

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） 1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(株式交付信託の導入)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)(株式交付信託の導入)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式給付信託(J-ESOP)の導入)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)(株式給付信託(J-ESOP)の導入)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	一百万円	4,432百万円
土地	7	7
計	7	4,439

担保に係る債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
長期借入金	1,800百万円	2,700百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	133百万円	198百万円
長期金銭債権	745	755
短期金銭債務	1,832	1,589
長期金銭債務	3	3

3 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
保証債務	1,943百万円	1,545百万円

上記のほか、子会社の一部の賃貸借契約に対する連帯保証を行っております。

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を取引銀行(前事業年度末は1行、当事業年度末は3行)と締結しております。貸出コミットメントライン契約については、前事業年度末では取引銀行7行と締結しておりましたが、2024年11月に契約期間が満了したため解消しております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	8,000百万円	7,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	8,000	7,000

※5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
受取手形	10百万円	－百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	887百万円	939百万円
営業費用	10,263	10,322
営業取引以外の取引による取引高	349	144

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	132百万円	136百万円
役員報酬	172	166
給料及び賞与	1,122	1,131
賞与引当金繰入額	242	286
退職給付費用	88	76
福利厚生費	353	364
支払手数料	326	400

(有価証券関係)

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式2,065百万円、関連会社株式3,784百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式2,065百万円、関連会社株式3,784百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税・事業所税	70百万円	100百万円
賞与引当金	172	186
未払社会保険料	27	30
貸倒引当金	7	7
退職給付引当金	579	574
投資有価証券評価損	130	133
減価償却費	195	189
減損損失	479	490
その他	191	227
繰延税金資産小計	1,854	1,941
評価性引当額	△763	△786
繰延税金資産合計	1,090	1,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,155	△3,656
圧縮記帳積立金	△385	△396
繰延税金負債合計	△3,540	△4,052
繰延税金資産（△は負債）の純額	△2,449	△2,897

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6	
住民税均等割	0.8	
評価性引当額	△0.2	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は94百万円減少し、法人税等調整額が9百万円、その他有価証券評価差額金が104百万円それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	25,917	5,675	13 (0)	1,743	29,835	50,400
	構築物	556	246	0	62	740	2,032
	機械及び装置	246	811	0	146	911	2,288
	車両運搬具	18	5	0	9	14	63
	工具、器具及び備品	232	95	4 (4)	83	240	1,818
	土地	19,731	—	—	—	19,731	—
	リース資産	60	26	—	21	65	59
	建設仮勘定	3,244	3,138	6,383	—	—	—
	計	50,009	10,000	6,402	2,067	51,539	56,662
無形固定資産	借地権	518	—	2	—	516	—
	施設利用権	38	2	0 (0)	2	38	—
	ソフトウェア	321	126	1	131	315	—
	ソフトウェア仮勘定	32	356	100	—	288	—
	計	910	485	104	134	1,158	—

(注) 1. 建物の主な増加要因は、横浜市中区本牧ふ頭の物流倉庫（4,535百万円）及び栃木県芳賀町の危険品倉庫（668百万円）の完成に伴う建設仮勘定から本勘定への振替等によるものであります。

2. 建設仮勘定の主な増加要因は、横浜市中区本牧ふ頭の物流倉庫建設の工事代金支払（2,034百万円）及び栃木県芳賀町の危険品倉庫の工事代金支払（891百万円）等によるものであります。

3. 建設仮勘定の減少要因は、横浜市中区本牧ふ頭の物流倉庫建設の本勘定への振替（5,162百万円）及び栃木県芳賀町の危険品倉庫の本勘定への振替（913百万円）によるものであります。

4. 「当期減少額」欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	23	—	—	23
賞与引当金	562	609	562	609

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.shibusawa.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第177期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第178期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年7月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づくもの

2024年11月12日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づくもの

(5) 訂正発行登録書

2025年2月12日関東財務局長に提出

(6) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類

2024年12月24日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類及びその添付書類

2025年3月6日関東財務局長に提出

(8) 自己株券買付状況報告書

2024年12月5日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月25日

澁澤倉庫株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は、物流事業及び不動産事業を中核として事業運営を行っており、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、有形固定資産及び無形固定資産を総額58,684百万円計上し、総資産の50%を占めている。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社及び連結子会社は、時価下落や収益性低下等により減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。減損損失の認識が必要と判定された資産又は資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失とする。 会社は、当連結会計年度において、一部の資産又は資産グループについて、営業活動による収益性の低下が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、回収可能価額（正味売却価額）が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を4百万円計上している。 将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された予算と過去の実績及び企業物流動向を考慮し、資産又は資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数にわたり見積っており、将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は将来の営業収益の予測に用いる成長率としている。 営業収益の予測は、将来の経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。 以上から、固定資産の減損に係る会計基準等の適用には見積りの不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、固定資産の減損に係る会計基準等の適用の検討において、主として以下の監査手続を実施した。 - 減損の兆候を網羅的に把握していることを確かめるため、関連資料の正確性や資料間の整合性を検討した。 - 減損の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された予算との整合性を検討した。 - 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 - 予算及び重要な仮定である成長率を評価するため、過去実績からの趨勢分析を実施するとともに、企業物流動向に関する外部機関によるレポートを参照し、市場の趨勢との整合性を検討した。 - 正味売却価額として用いられた外部専門家による不動産鑑定評価書については、経営者が利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価した。また、当該不動産鑑定評価書を閲覧し、鑑定評価額算定の前提、採用した鑑定評価手法及び評価額決定に至る判断過程を把握するとともに、利用された不動産取引事例と外部機関が公表しているデータを比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、澁澤倉庫株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、澁澤倉庫株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月25日

澁澤倉庫株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 剛
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（有形固定資産及び無形固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要

な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	Shibusawa Logistics Corporation (旧英訳名 The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.) (注) 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会の決議により、 2025年1月1日付で英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大隅 毅
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 (横浜市中区山下町23番地) 澁澤倉庫株式会社 中部支店 (愛知県小牧市入鹿出新田822番地) 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市港区築港四丁目1番11号) 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 (神戸市中央区港島一丁目5番地8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 大隅毅は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、事業規模を示す重要な指標である連結ベースの営業収益に占める割合、質的影響及びその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、その他の連結子会社3社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、不正及び誤謬リスクを勘案し各事業拠点の当連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、当連結会計年度の連結営業収益の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる金額的及び質的重要性が高い勘定科目として営業収益（売上高）、取引先未収金、営業原価（作業費）とそれに係る営業未払金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして固定資産の減損プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	澁澤倉庫株式会社 Shibusawa Logistics Corporation (旧英訳名 The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.) (注) 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会の決議により、 2025年1月1日付で英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大隅 毅
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江東区永代二丁目37番28号
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 横浜支店 (横浜市中区山下町23番地) 澁澤倉庫株式会社 中部支店 (愛知県小牧市入鹿出新田822番地) 澁澤倉庫株式会社 大阪支店 (大阪市港区築港四丁目1番11号) 澁澤倉庫株式会社 神戸支店 (神戸市中央区港島一丁目5番地8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

取締役社長 大隅毅は、当社の第178期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。